

特集

重要性を増す自治体の政策法務

「寄稿1」法務力の高い組織をつくるポイント……………相模女子大学人間社会学部教授 ● 松下啓一……………16

「寄稿2」自治体政策法務の新段階……………千葉大学大学院専門法務研究科教授 ● 鈴木庸夫
弁護士 ● 田島紘一郎……………19

「寄稿3」市民のニーズに的確に応えるために
（政策法務能力の向上への取り組み）……………流山市長 ● 井崎義治……………22

「寄稿4」まちの課題解決のための条例制定
（箕面市条例三題漸・名簿・カラス・災害時）……………箕面市長 ● 倉田哲郎……………25

「寄稿5」明石市における任期付弁護士職員の
採用・活用による地域主権への取り組み……………明石市長 ● 泉 房穂……………29

■とっておき！美しい都市の景観……………
「修善寺虹の郷」伊豆市（静岡県）……………3

■食から考える カ・ラ・ダいきいきライフ（服部幸應監修）……………
鮭のうま味とポテトのほくほく感がひびいたり 甘塩鮭とチーズのコロッケ……………4

■市長座談会……………5
まちなか再生・にぎわい創出
座談会出席市長 ● 前田康吉・滝川市長／岡田高大・大野市長／
小川敏・大垣市長／宮本和宏・守山市長
司会・コーディネーター ● 細野助博・中央大学総合政策学部教授

動き

■世界の動き／反日デモを操る中国政府の不安 時事総研客員研究員 ● 金重 紘……………32

■経済の動き／格安航空は地域経済を活性化させるのか……………
東京大学大学院教授、総合研究開発機構理事長 ● 伊藤元重……………34

■自治の動き／原発政策混迷で地方は困惑……………ジャーナリスト ● 松本克夫……………36

■欧州・北欧都市行政調査団報告……………
「ユーロ危機」に負けぬ奥の深さ 欧州に学ぶ緻密なまちづくり戦略……………44
全国市長会欧州・北欧都市行政調査団団長 中央区長 ● 矢田美英

■マイ・プライベート・タイム……………
随想 ― 命こそ宝。喜びを深める……………京丹後市長 ● 中山 泰……………48

■新市紹介……………
うるおいとやすらぎの生活未来都市へ……………白岡市長 ● 小島 卓……………50

■わが市を語る……………
◆地域活力の創造・安心安全の構築・参画型社会の
実践によるまちづくり……………五所川原市長 ● 平山誠敏……………54
◆過去と未来が交差するまち 足利……………足利市長 ● 大豆生田 実……………54
◆元気でうるおいのあるオンリーワンのまちづくり……………川西市長 ● 大塩民生……………54
◆清流に歴史と文化を映すまち……………四万十市長 ● 田中 全……………54

■歴史に見る リーダーと、それを支えた人たち……………
後藤の東京復興策 ― 後藤新平（二） ―……………作家 ● 童門冬二……………62

■編集後記……………68

■市政ギャラリー 都市の素顔……………
「盛岡市と北上河畔」（岩手県）……………69

表紙イラスト：山本 陽
本文イラスト：川名 京

市政ルポ……………38



日向市（宮崎県）
交通インフラ整備でポテンシャルアップと
国際観光港湾都市へ船出
日向市長 ● 黒木健二

■都市のリスクマネジメント……………52
マスクミ対応⑦ メディア・トレーニングの効用
市町村アカデミー客員教授 ● 大塚康男

■全国市長会の動き ― Mayors' Action……………66

■〔東北復興応援企画〕美味しい!! 楽しい!! 美しい!!……………68

まちなか再生・ にぎわい創出



みやもと かずひろ
宮本 和宏
もりやま
守山市長(滋賀県)



おがわ びん
小川 敏
おおがき
大垣市長(岐阜県)



おかだ たかお
岡田 高大
おおの
大野市長(福井県)



まえだ こうきち
前田 康吉
たきかわ
滝川市長(北海道)

司会・コーディネーター

ほその すけひろ
細野 助博

中央大学総合政策学部教授

行政・経済・文化などの都市機能が集積するまちの玄関口として発展してきた中心市街地。しかし、郊外へのショッピングモール進出などの影響を受け、その活力が著しく低下しているケースが少なくありません。その対策として、近年、交通インフラの再整備、中心部への行政機能の再移転、さらには商業機能を担う商店街へのテコ入れなどの取り組みが進められ、成果を挙げる都市が増えています。

今回の座談会では、まちなかにぎわい創出に取り組む前田康吉・滝川市長、岡田高大・大野市長、小川敏・大垣市長、宮本和宏・守山市長にお集まりいただき、取り組みの内容、その効果、今後の展望などについてお話しいただきました。

(本文中の役職名・敬称は一部省略しています)

今後、中心市街地は再評価されるはず。高齢者向け住宅の整備を含め、活性化の鍵となるまちなか居住を促進したい。



前田 康吉
滝川市長(北海道)

中心市街地活性化基本計画に基づき、独自のまちなか再生策を展開

細野 モーターゼーションの進展、郊外型の大規模商業施設の進出などにより、かつてのにぎわいが失われて久しいといわれる中心市街地。このテコ入れのために、平成18年には都市計画法

るようになりました。

一方で、こうしたハード整備だけではなく、市民力、地域力を高めるきっかけとして実施した「越前大野城築城430年祭」をはじめ、ソフト事業にも力を入れています。430年祭では、記念パレードなどの市主催事業や、「越前おおの」とんちゃん祭」をはじめとした市民自主事業など、1年を通してさまざまなイベントを実施しましたが、その成果として、中心市街地の観光入り込み客数を大幅に増やすことができました。

小川 大垣市の中心市街地は太平洋戦争の空襲により、当時国室に指定されていた大垣城も含め、その大半が消失してしまいました。これに伴い、明治以降、長い時間を掛けて形成されてきたわがまちの中心市街地商店街も灰燼に帰しましたが、終戦後、住宅併用の近代的な鉄筋コンクリート商店街として再建。これが、新しいモデル商店街として評判を呼び、全国の商業関係者の注目を集めました。ピークの昭和30年代から40年代にかけては、市内外から多くの買い物客が訪れて、大変なにぎわいを見せたものです。

ところが、全国の数多くの地域と同様に、車の社会の進展や、周辺のまちに立地された郊外のショッピングセンターの影響で、次第に中心市街地の活力は失われていきました。

そのような中、現在、大垣市ではまちなかにかつてのにぎわいを再び取り戻そうと、さまざまな活性化事業を展開しています。その一つが中心市街地商店街一帯を舞台に、毎月第一日曜日に行われる「大垣市商店街振興組合連合会元気ハツラツ市」の開催です。当日は朝市やフリーマーケット、各店のワゴンセール、さらには歌・楽器演奏・ダンスなどのステージイベント

と中心市街地活性化法が改正され、中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充など、活性化に向けた新しい枠組みがつけられました。現在、全国の自治体では、それぞれの地域に応じた基本計画を策定し、取り組みを進めているところ。それでは、各市の中心市街地の現状、活性化に向けた取り組みなどについて、お話しください。

前田 札幌市と旭川市の中間に位置する滝川市は、交通の要所でもあり、近隣市町の中心都市として、主に商業を中心に発展してきたまちです。しかし、炭鉱の閉山に伴い、周辺の産炭地では急激に人口が減少。これにより、かつては他地域から多くの買い物客でにぎわっていた本市の中心市街地商店街から客足が遠のく結果となりました。加えてバイパス沿いに進出してきた大型ショッピングセンターの影響もあり、今やシャッター通りと化しています。

そこで本市では、中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地にある市立病院の改築、市立図書館やまちづくりセンターのまちなかへの移転、さらには商店街関係者によるコミュニティ活動の活発化など、中心市街地ににぎわいを生むためのさまざまな事業に取り組んできました。

現段階では、まだ思うような成果が得られていない事業もありますが、予想外に効果があったのが高齢者に対する施策でした。市で整備した高齢者向けの市営住宅には、他地域の住民も含めてすぐに居住者が決まるなど、大きな反響がありました。今後は、高齢者をまちなか再生に向けた起爆剤と位置付け、関連施策をより積極的に進めていきたいと考えています。

が実施され、多くの人出でにぎわいます。

また、大垣市は、かの松尾芭蕉が奥の細道の紀行を終えた地域としても知られています。これを地域資源として交流人口の拡大に生かそうと、市街地内のゆかりの地区を「奥の細道むすびの地」と位置付け、「奥の細道むすびの地記念館」の整備をはじめ、さまざまなハード整備に取り組んでいます。

交流人口の増加が活性化には不可欠。市外からの来訪者を加えた「ふれあい交流人口」の増加を目標にしています。



岡田 高大
大野市長(福井県)

そのためには、バリアフリーの市街地整備が不可欠です。既にJR北海道の協力を受けて、JR駅舎のバリアフリー化事業も実施しましたが、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」の考えの下、商店街や駅前広場などの関連施設のバリアフリー化にも取り組んでいきたいと考えています。

岡田 大野市では改正「中心市街地活性化法」の施行以後、人口5万人以下の都市では全国で初めて、中心市街地活性化基本計画の認定を受けました。そのコンセプトは「原点への回帰」です。織田信長の部将であった金森長近公が大野城を築城し、その山麓に基盤の目の城下町を整備した16世紀後半をまちづくりの原点と位置付け、「人が集う、活気に満ちた城下町の再生」を目指しています。



そのための代表的な事業として、中心市街地の旧小学校跡地に整備したのが、市民・観光客などが集うまちなか拠点施設「越前おおの結ステーション」です。中心市街地の観光や商店街の情報を提供する「輝センター」、地元の商品を取り扱う「越前おおの結楽座」、歴史的建造物を移築し、休憩所として整備した「藩主隠居所」など、各機能を一カ所に集約させたことで、ワンストップでさまざまなサービスを提供でき

宮本 私は平成18年から3年間、国土交通省から守山市に向向して、中心市街地活性化基本計画の策定に携わりました。昨年2月に市長に就任したのも、自分がつくった計画を自ら推進したいとの思いがあったからです。

計画の基本理念は「絆と活力ある「共生都市」の創造」。コミュニティの希薄化が懸念される中、「人と人の絆」を中心に据えて、住みよい、良好な市街地形成を図ることを目標に、本市の地域資源である「文化」「歴史」「水」を生かしながら、総合的に取り組みを進めています。

特に力を入れているのが幅広い年代の市民が日常的に交流できる環境の整備です。そのために、耐震上問題があった中心市街地の小学校の建て替えに併せて、幼稚園を合築。ここに、中心市街地活性化交流プラザやあまが池親水緑地などを一体的に整備することで、子どもから高齢者まで幅広い世代が共生できる拠点をつくることができました。

さらに、中山道の旧宿場町だった地域の歴史性にも目を向け、宇野宗佑元内閣総理大臣の生家だった造り酒屋を「歴史文化まちづくり館」として整備したり、市街地としては珍しい、ホテルも生息する水辺環境を生かし、散歩道・遊歩道や、市民が休憩できる小公園などの整備も進めています。

これらのハード整備に対して約60億円を投じましたが、これで行政の取り組みはほぼ終了。商店街の空き店舗もほぼ埋まりましたし、歩行者や自転車の通行量も、目標値を大幅に超えるなど、大きな成果が挙がっています。後は、民間の取り組みを積極的に促し、相乗効果を生んでいければと考えています。



宮本 和宏
守山市長(滋賀県)

「行政は民間の半歩前を
行くこと」が基本的な考え。
行政が民間を引っ張り、
民間の取り組みを
促すことが重要です。

小中学生の遠足などの誘致も積極的に進めていますが、「越前大野城築城430年祭」の成功体験もありますから、何とかおもてなしのまちづくりを推進し、目標を実現していきたいと考えています。

小川 私も市外からのお客さまをいかに呼び込むかという視点は重要だと思います。そのため

住みやすい中心市街地を目指す

細野 皆さんも指摘になったように、大型ショッピングセンターの郊外への進出などにより、中心市街地のにぎわいが失われています。しかし、今や超高齢社会の中で、再び中心市街地が注目されているのも事実です。都市機能がコンパクトに集約されているために、特に高齢者にとっては暮らしやすい環境であると、再評価を受けています。こうした中心市街地の長所をにぎわい再生に結びつけることも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

前田 私も同様の意見を持っています。これまでは郊外型の大型ショッピングセンターが一人勝ちの時代が続きましたが、今後もそうした傾向が続くとは限りません。むしろ、大型商業施設のメッカであるアメリカでは、近年、そうした施設の撤退が相次ぐ一方で、逆に中心市街地へ、都市機能の集積が進んでいるといわれています。日本においても、今後、同じような動きが見られるのではないのでしょうか。

恐らくその際に、鍵となるのは、まちなか居住の促進でしょう。滝川市では、利便性の高いまちなかに、高齢者向け住宅をさらに増やし、居住促進を図るとともに、それまで高齢者が住んでいた戸建て住宅を活用するために、子育て世代への住み替え支援などを推進し、ミスマッチを解消することや、商業・公共施設など、さまざまな機能をまちなかに移し、よりコンパクトなまちづくりを進めていければと考えています。

小川 中心市街地は駅や公園もすぐそばにあるし、病院や飲食店、子育て施設なども集積していますから、特に高齢者や子育て世代には便利

市外からのお客さまを
呼び込むために、
地元にあるものを生かし、
それを観光資源として
磨いていくことが不可欠です。



小川 敏
大垣市長(岐阜県)

です。大垣市でも、中心市街地の居住人口を増やそうと、大垣駅周辺の大規模な再開発を進めています。特に、駅南街区では、商業施設複合型の超高層マンションの建設が進められるなど、居住環境の整備を急ピッチで進めます。これまでに毎年のように増え続けていた市の人口がリーマンショックの影響で、初めて減少してしま

には、地元にあるものを生かし、それを観光資源として磨きをかけていくことが不可欠です。

本市の中心市街地には先ほど紹介した「奥の細道むすびの地」のほかにも、「大垣城」や「水の都」としての観光資源も豊富です。この3つを観光のシンボルとして、その魅力を高めながら、さらに活発に情報発信していきたいと考えています。

前田 私も地域ならではの資源が、活性化には欠かせないと思います。滝川市の最大の観光資源は栽培面積が日本一の菜の花畑ですが、この壮大な景色を見ようと、中国からも観光客が訪れています。滝川市は千歳空港からのアクセスも良好ですから、さらにその魅力を市外にアピールし、中心市街地にも多くの人を呼び込めればと考えています。

宮本 守山市でも「文化」「歴史」「水」などの地域資源を活用した取り組みを行うことで、市内外からの注目度も上がりました。さらに、まちに活力が生まれることで、フランス料理や沖縄料理をはじめとした、魅力的な飲食店も新しく開店するなど、好循環が生まれています。今後は市街地内にある各エリアの回遊性を創出するための仕掛けをしながら、よりにぎわいの創出に向けて取り組んでいきたいと考えています。

岡田 大野市は四方を山に囲まれた盆地ですが、その盆地全体を道の駅に見立てて、他地域にPRする「越前おおのまるごと道の駅ビジョン」を掲げています。人、歴史、文化、伝統、自然環境、食など大野市が誇る魅力ある地域資源のすべてを磨き上げ、地域情報の発信を市内各地で行う取り組みです。

既に、地場の産品を使ったグルメを開発し、

ましたが、まちなか居住の促進で、何とか人口増につなげたいですね。また、大垣市は、医療費が高校生まで無料、67歳以上は1割負担であることもPRしていきたいと思っています。

宮本 守山市はありがたいことに、リーマンショック後も変わらず、毎年約1000人ずつ人口が増え続けていますが、このトレンドを維持するためにも、住みやすいまちづくりを進めることが大切だと考えています。そのためにも都市機能の集約化は欠かせません。中心市街地へのアクセスをよくすることで、まちなかの居住者だけでなく、より多くの人がその恩恵を受けられるようにしていきたいと考えています。

いかに交流人口の増大を実現するか

岡田 この不況の中ですから、ベッドタウンではない地方都市で人口増を実現するのは容易ではありません。しかし、努力次第では観光入込客数を増やすことは可能だと考えています。その意味では、居住人口だけに目を向けるのではなく、交流人口の増加も重要になってくると思います。

本市では、昨年策定した第五次総合計画における10年後の目標人口を、現状よりも少ない3万3000人と設定しました。総合計画で人口増を目標に据えない自治体は珍しいことでしょうか、その代わり、交流人口の増加を目指すことを明確にしています。市の人口に1日当たりの市外からの来訪者を加えた「ふれあい交流人口」を独自の指標として位置付け、10年後にはこれを3万8000人にすることが目標です。つまり、1日当たりの交流人口、5000人の実現を目指すということです。



商店街の空き店舗で販売したり、六次産業化で加工品を販売したり、具体的に動き出している取り組みも出てきました。こうした取り組みを通して、地域全体をブランド化し、付加価値を高めていきたいですね。

前田 まちなかのにぎわいを取り戻すためには、地場産業の振興も必要です。まちに活力がなければ、中心市街地ににぎわいが生まれませんから、そのための方向性として、企業誘致も重要ですが、現状としては大都市圏の企業を新たに誘致するのは難しい。それよりも今ある地場産業をブラッシュアップする方が効果的だと考えています。滝川市でも農産物の六次産業化を進めたり、農業の担い手を育成・確保するために生産技術の習得や研修を行う「滝川農業塾」を新たに開設するなど、活発に取り組んでいるところです。

地域を巻き込み、民間活動を促す

細野 まちなか再生は、行政だけの力では実現できません。当事者の商店街関係者をはじめ、さまざまな関係者を巻き込んで展開していく必要があります。行政としても、さまざまなまちづくりの担い手たちとパートナーシップを組んで、施策を行うことが重要だと思いますが、こ



細野 助博
(中央大学総合政策学部教授)

の点について皆さんのご意見をうかがいたいと思います。

岡田 大野市では、平成22年度に実施した「越前大野城築城430年祭」などのイベントを通して、若者をはじめさまざまな市民団体が活発に活動するようになりました。活性化を目指す担い手たちが増えたことで、まさに活力が生まれています。さらに、何よりもうれしいのは、商店街関係者の意識が変わってきたことです。新しい取り組みも自主的に行うようになってきました。

例えば、中心市街地商店街の神社の境内に、根元がくつついたまま成長しているスギとケヤキの木があるのですが、商店街では異なる木が寄り添うように立つ姿から「良縁の樹」と命名。縁結びのお守りとして、関連商品の販売などを通じて、積極的に売り出していますが、これが地元では結構話題になっています。

小川 大垣市も、行政だけでなく、市のさまざまな主体が中心市街地活性化に向けて、積極的に尽力しています。市内にある大学もその一つです。岐阜経済大学では、市や商店街振興組合と連携してイベントの企画や、まちづくりの

提案を行っており、また情報科学芸術大学院大学では空き店舗を利用して作品を展示しています。大垣女子短期大学では元氣ハツラツ市で音楽の演奏を担っています。うれしいことに、こうした形で、中心市街地の活性化に大学生の若い力が貢献しています。

また、若い商店街関係者も、まちづくりプロジェクトとして活躍する石黒靖敏さんを迎え、「石黒塾」を結成。定期的に会合を持ち、市街地活性化プロジェクトを担うなど、活発に活動しています。

宮本 守山市の活性化に向けた考え方は、「行政は民間の半歩前を行くこと」です。まずは行政が多額の投資を行い、その本気度を内外に示す。それにより、民間も守山市での商売に魅力を感じ、活発に活動するようになる。その流れは確実にできていくと感じています。

また、市民の出資によりまちづくり会社「みらいもりやま21」も設立され、さまざまな施設の運営やイベントの展開も担っています。2週間に1度は、私とこのまちづくり会社の社長、さらには商工会議所の会頭と三者で意見交換を交わしていますが、さらに民間の力を促している、活性化の成果を挙げていきたいと考えています。

前田 中心市街地活性化や産業振興に限らず、当初は行政の主導が必要ですが、軌道に乗った民間主導が進めていくことが重要です。そのためにも民間の意識変革が必要です。農業においても、従事者には、工夫次第で所得の向上なども期待できるし、十分魅力もある職業であることを強く意識してもらおうと考えています。

細野 各都市の中心市街地に関する状況や特性

はさまざまですが、皆さんのお話の共通点の一つは、行政のリーダーシップがことのほか重要であるということでした。宮本市長からは、「行政は民間の半歩前を行く」とのお考えもご紹介いただきましたが、行政がビジョンや仕組みを掲げて、民間を引っ張っていくことの大切さを、改めて認識させていただきました。

併せて「まちづくりは人づくり」であるという点も、実感させていただきました。民間を幅広く巻き込み、パートナーとして共に活性化に向けて努力する。そうして、官民を挙げた取り組みに進化させることができるかどうかに、にぎわい創出の成功の鍵があると思います。

今後も、市民と力を合わせ、まちなか再生に向けて積極的に取り組まれることを願っております。本日はありがとうございました。

(平成24年7月11日、全国都市会館にて実施)

本コーナーは隔月掲載となります。次回は1月号に掲載予定です。



特集

重要性を増す 自治体の政策法務

地方分権（地域主権）改革による「条例制定権の拡大」や「義務付け・枠付けの見直し」などの推進により、地域の実情に合った条例や、地域の独自基準の制定などが重要な政策テーマとなりつつあります。これに伴い、自治体職員の法務能力の向上が大きな課題となっています。

今回の特集では、自治体職員の政策法務に対するニーズが高まっている現状、高い法務力を目指すためのポイントについて解説するとともに、地方分権時代を乗り切るための政策法務能力を磨く手法などを紹介します。さらに、政策法務能力の向上に取り組んでいる都市の事例も紹介します。

寄稿 1

法務力の高い組織をつくるポイント

相模女子大学人間社会学部教授 松下啓一

寄稿 2

自治体政策法務の新段階

千葉大学大学院専門法務研究科教授 鈴木庸夫
弁護士 田島紘一郎

寄稿 3

市民のニーズに的確に応えるために ～政策法務能力の向上への取り組み～

流山市長 井崎義治

寄稿 4

まちの課題解決のための条例制定 ～箕面市条例三題嚙：名簿・カラス・災害時～

箕面市長 倉田哲郎

寄稿 5

明石市における任期付弁護士職員の 採用・活用による地域主権への取り組み

明石市長 泉 房穂

法務力の高い組織をつくるポイント

相模女子大学人間社会学部教授

松下啓一
まつしたけいいち



高い法務力を目指す—2つの視点

これまでのやり方を大きく転換するには、「やるっきゃない」と思うことである。法務力の高い組織をつくる場合も同様である。

◆やるっきゃない—地方分権の重み

地方分権については、「よく分かっている」という声がかかるかもしれないが、もう一度、その意義、重みを再確認してほしい。

地方分権とは、単に地方に権限が来るという簡単なことではない。近代日本をつくってきた、国の仕事を都道府県や市町村で分担するシステムを止めて（機関委任事務の廃止を典型に）、国は国の仕事、都道府県は都道府県の仕事、市町村は市町村の仕事を行うという、新たな仕事のやり方にパラダイム転換することである。これまで経験したことのない世界に足を踏み入れることになるが、もはや後戻りはできず、もし失敗すれば、日本の未来は暗澹たるものになってしまう。何としても成功するしかないが、そのためにも、今、そういう岐路に立っているのだという認識が

必要である。

この地方分権で、自治体が、国の指示通りに動く存在から、地域・住民を基盤として自主的・自立的な存在に純化されていく中で、役所の在り方や仕事の仕方、今までは大きく変わってくる。実際、財政、組織など、あらゆる分野での改革が急ピッチで進められているが、法務についても、自治体の仕事全体を法務という観点から見直すとともに、役所全体の法務力（自治立法、自治解釈など）を高めていかなければならない。

◆やるっきゃない—人口減少・少子高齢化

日本は、2004年以降、人口減少の局面に入ってきているが、このままで推移すると、2055年には約9000万人にまで人口が急減する。ピーク時の3分の2までに日本の人口が減るとのことである。

人口減少は、さまざまな影響を与えるが、自治経営で一番問題になるのは税収の大幅減である。人口が3分の2になるということは、税収も3分の2になるということである。分かりやすく言うと、今まで30万円の給

お金が潤沢にある自治体ならば、引き続き、行政がすべてを背負う方式を続けていけばよい。他方、財政が厳しい多くの自治体は、持続可能な方策を模索していくことになるが、少なくとも、これまでの行政がすべてを担う方式では限界がある。

いくつかの選択肢のうち、私は、行政だけでなく、議員も市民も自治経営の当事者となる方式で、自治を再構築していくしかないと考えている。これを分かりやすく言うと、「野球は9人でやろう」である。今までは、役所や議会だけで野球をやっていた。市民は観客席にいて野球を見ていた。そうではなくて、グラウンドに降りて一緒に野球をやろうというのである。この一緒になって野球をやる仕組みが自治基本条例であるが、この方式でしか、この難局を乗り切る方法はないであろう。

法務力の高い組織をつくる

◆首長のリーダーシップ

—しっかりとした方針を職員に示す
法務は政策実現の手段（道具）であるので、上手に使うことが肝要である。それには、トップが、明瞭な理念を職員に示すことである。例えば、埼玉県戸田市では、自治基本条例

づくり当たって、神保国男市長が、分かりやすく、理念を示している。自治基本条例のような軋轢の多い条例づくりでは、こうした方針が、職員を奮い立たせ、その力を存分に発揮する源泉になる。

■「戸田市（トウシ）の自治基本条例制定に向けて」

- 1 条文ではなく、「自治をつくっていく」。（条例や協働は手段である）
 - 2 身近な課題を解決するための仕組みを構築していく。
 - 3 制定作業を進めながら、協働の第一歩につなげていく。
- （条例制定後に協働事業を検討するのではなく、制定作業プロセスの中で、小さくとも、協働の成果を上げていく）

◆職員全体が法務力を発揮する

—誰もが法務担当

従来、法務といえば法制担当に任せておくというのが通相場であったが、これでは自治体全体の法務力は高まらない。それを改め、原課も法務の当事者になり、原課の法務力を上げるために法制担当は大いに奮闘すべきである。野球にたとえれば、内野（役所）の6人が、法規という手段を有効に使って、フルに活躍できるように、今までのやり方を変え、新しいやり方がうまくできるようにリードするのが法制担当の役割となる。

料をもらっていた人が20万円で生活しなければならぬ。現実にはさらに厳しく、生産年齢世代に非正規雇用が大幅に増えていることから、税収の落ち込みは、人口減よりも著しくなるだろう。今の税制を前提とする限り、30万円の収入が半分近くになってしまう。収入が減るならば、支出を減らせばよいが、これもそう簡単にはいかない。2055年の65歳以上の高齢化率は約40%である。高齢者には、医療、年金などの社会保障が不可欠で、要するに税金を使う人たちが爆発的に増えるということである。加えて、今ある公共施設は、順次、建て替え時期に入ってくる。簡単に言えば、30万円の給料が半分近くになった上に、高齢者の病院代や年金がかさみ、さらに家の修繕まで必要になるところが私たちの地方自治の今後の姿である。

◆野球は9人でやろう—全員法務

この難局にどのように対処していくか、リーダーである首長の自治経営能力が問われてくる。対処の方法は、自治体ごとの選択である。

また、最近では、外野にいる議員も法規という武器を使い始めているが、その使い方はぎこちない。条文をつくるのが条例づくりと誤解している例も散見される（詳細は、拙著「議員提案の政策条例」（萌書房）参照）。同時に、市民も法規という道具をうまく使えるように、仕組みを開発し、その使い方をアドバイスするのも法制担当の大切な役割となってきた。しんどの話であるが、これも自治体が生き残るためである。

◆市民も法務の当事者に巻き込む

政策現場では、従来の上からの手法が通用する政策領域（規制領域）が狭くなり、反対に市民と協力しなければ解決できない政策領域（協働領域）が広がってきた（その典型例が環境問題である）。

国や都道府県と違って、権限や資源が乏しい市町村が、その唯一の強みを発揮できるのは、市民と連携・協力できたときである。市民が後にいる政策は、法律の形式的文言を乗り越える強い正当性を持つが、市民と背理した政策は、たとえ法律になっても正当性を持たない。こうした市民との連携・協力は、市民と離れた位置にいる国や都道府県にはできないことで、市町村は、この有利な条件を生かさなければいけない。

法務についても、市民との連携・協力を真正面から考えていく必要がある。それは立法技術の公開といった表面的なものにとどまらず、立法の制定、実施、評価過程すべてにわ

自治体政策法務の新段階

たつて、公開、参加・協働するという本格的な取り組みが必要である。市民の側でも、民間企業や役所で専門的知識を体得した人がまちづくりに参加し始めている。条件は整ってきた。

法務力の高い組織をつくるために — 始めてみよう —

◆改め文方式を改める

法制執務とは、法令を立案・審査する場合に心掛けるべき諸原理や諸技術である。規定の配列の仕方、漢字や送り仮名の使い方、句読点の付け方、表現方法(正確性や平明性)などに関する詳細なルールが、事実上、決められている。しかし、分権・協働時代にあつては、この法制執務も変容が免れない。

例えば、自治体で制定される条例の7割は、一部改正条例であるが、この条例を書く手法が「改め文」である。具体的には、**第1条中「〜」の規定を「〜」。以下「法」という。の規定」に改める。**

これが改め文である。そして、これが一部改正条例でもある。

一部改正を改め文方式で行うことについては、特別の根拠法や取り扱い基準があるわけではないが、内閣法制局が採用している140年の伝統の手法である。

この方式は、改正事項をピンポイントで指定し、改正事項を簡潔かつ明確に表現できる

という利点もあり、また全国的に統一され、長い歴史の中で確立された方式であることから、改正作業を担当する職員にとつては所与のものとして(特に疑問を持たずに)、多くの自治体で採用されてきた。

しかし、この方式の問題点は、この条例文を見て、何が変わるのかがよく分からないことである(だから実際の運用では、「お手元の新旧対照表をご覧ください」ということになる)。大事なものは、条例文を見て、議員や市民など自治の当事者(野球の9人)が、「よし、やってみよう」という気になることであるが、これではその気も起きないであろう。9人で野球をやらなければ、自治を守れなくなっている中で、法制執務も伝統の上にあぐらをかいているわけにはいかないだろう。

そのためには、表を多用した条例や簡条書きの条例なども、考えてよいだろう。紙と墨で条例を書いていた時代ならばいざ知らず、コンピュータの時代なので、複写もゴシックも簡単にできる。スペースだってとらない。工夫はいくらでもできるだろう。

実際、当面の対案として、全国の自治体で、改め文方式に代えて新旧対照表方式が採用され始めている。これは新旧対照表そのものを条例にしてしまおうというものである。この方式は、まだまだ改良の余地があるが、前に進もうというところが大事で、そこから新しい工夫が生まれてくる。現時点では全国で50

ほどの自治体が採用しているに過ぎないが、今後、一挙に増加するだろう。

◆条例づくりを通じ、市民との信頼関係をつくる

市民と一緒に条例をつくってみると、行政の法務力は飛躍的に向上する。私は、全国の自治基本条例を行政と市民との協働でつくっているが、確かにそれぞれの法務力を鍛えるよい機会となる。

市民との共同作業は、法務力だけでなく、自治経営の源泉である信頼関係を醸成する機会ともなる。

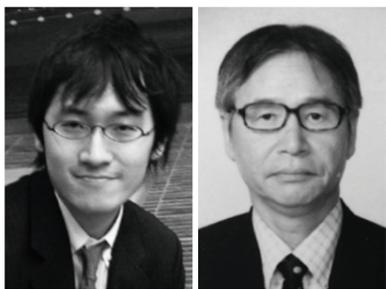
愛知県新城市では、穂積亮次市長の明確な方針の下、自治基本条例がつくられているが、ある時、その勉強会の席で、私は市民から次のような質問を受けた。「先生、うちのまちはどんなふうに進むべきでしょうか」。私が戸惑っていると、担当職員が、「〇〇さん、新城市の将来のことを神奈川から来た松下さんに聞くのですか。自分たちで考えることではないですか」と言ったのである。ほかの市民も、「そつだ」と、うなずいたが、私も同感である。役所の職員が、市民に対して、そこまで言えるのは、一緒に条例をつくってきたという信頼関係ゆえであるが、こうした信頼関係が、地方自治の難局では結局、効いてくる。一緒に野球をやる効果である。

千葉大学大学院専門法務研究科教授

弁護士

鈴木庸夫

田島紘一郎



はじめに

自治体政策法務の主張の基本テーマは、自治体も国と同様に「政策主体」であり、自治立法権、自治行政権、自治財政権など、自治団体の一翼を担うべき「政府」にふさわしい権能を有するべきであるということにある。

こうした観点から自治体の現在を見ると、改革すべき課題は山積しているというべきであるが、その中でも、統治団体としての権能についての議論が今後、特に重要である。そして統治団体であることは、不可避的に、自治体にも「政治」が存在し、その領域については、裁判所も基本的には踏み込めない独自の政治領域(執政作用領域)があるということの意味する。

本稿では、地方自治体の長に対する損害賠償を求める住民訴訟が提起された後に、議会において長に対する損害賠償請求権を放棄す

ることを認めたり最高裁判決(最判平成24年4月23日裁時1554号217頁²⁾)。以下、単に「平成24年最判」と呼ぶ)を紹介し、この最高裁の判決の基礎には執政作用への認識が伏在することを指摘し、自治体政策法務も新たな段階に入ったことを確認したい。

注1 議論状況について簡単に、石崎誠也「住民訴訟(4号請求に係る損害賠償請求権等の放棄を定める条例の効力)」(ジュリ1420号89頁)における整理を参照。
注2 評釈として、吉村浩一郎「租税判例速報」(ジュリ1444号8頁)、兼子仁「住民訴訟請求権の放棄をめぐる法律論」(自治総研通巻406号48頁)。

平成24年最判II債権放棄議決

II 地方議会の裁量

1. 住民訴訟の提起から平成24年最判が示されるまで

平成10年、栃木県旧氏家町は県より水道事業経営変更の認可を受けたが、用地の確保などにつき予定は遅れ、平成16年になつても事

業は進まなかった。同年、町は、以前候補とされていた土地に隣接する土地を所有者から、2億7390万円という不動産鑑定に基づき2億5000万円で購入した(以下、「本件土地購入行為」と呼ぶ)。なお、本件土地を売主は競売によつて約4500万円で購入しており、不動産鑑定士は町長の知人の紹介で選ばれていた。

本件土地購入行為につき、さくら市(旧氏家町と旧喜連川町との合併により設置)住民が住民訴訟を提起した。

1審は、売買代金価格の決定方法、価格を自治体いずれについても問題があり、町長の判断は地方公営企業の管理者に与えられた裁量を逸脱・濫用した違法なものとした。

市長側が控訴し、弁論終結後判決言渡し期日直前に、議員提案により、訴訟において請求されている町長に対する損害賠償請求権を放棄する旨の議案が提出され、可決された

(以下、「本件議決」と呼ぶ)。弁論再開後、市長側は本件議決によって損害賠償請求権が消滅した旨主張し、再度弁論が終結された。

高裁は、1審敗訴判決後控訴審係属中の本件議決は、「議会の判断を裁判所の判断に優先させようとするもので」三権分立の趣旨に反し、議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱・濫用するとした。

市長側が上告した。最高裁判決は、次のように高裁を破棄し、差し戻した上で審理を十分に尽くすべきとした。

まず、地方自治法96条1項9号が債権放棄を認める一方で、放棄の実体的要件について制限する旨の規定がないことを理由とし、「地方公共団体がその債権の放棄をするに当たって、その議会の議決及び長の執行行為」という手続要件を満たしている限り、その適否の実体的判断については、「議会の裁量権に基本的に委ねられる」として、原則として債権放棄の議決は適法で、放棄は有効とした。ただし、「裁判手続による審査等を目的として住民訴訟制度が設けられている」ことから、「諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理で」裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるときには、例外的に債権放棄の議決が違法となり、放棄は無効となるとした。

その上で、原審判決においては「本来考慮

権、そのほか国家指導(国会招集権・衆議院解散権・法律案提出権・財政決定権・財政統制権など)が挙げられる⁴⁾。住民訴訟において対象となつている損害賠償請求権を放棄するか否かという問題も、究極的には自治体の財政にかかわる論点であり、まさに執行作用に該当するというべきである⁵⁾。

執行権を行使する機関は、必ずしも行政機関に限定されない⁶⁾。平成24年最判は、議会による損害賠償請求権の放棄は、議会の議決に加えて長による執行行為によって初めて効力が生じると解した。執行作用は、首長のみならず地方議会も協働して行使する場合があるというわけである(協働執行権の作用)。

2. 現行住民訴訟制度の妥当性

周知のように、首長の責任が、故意または過失という極めて緩やかな要件で認められる現行の住民訴訟制度(特に4号請求)それ自体が果たして妥当なのか、という問題がある。4号請求それ自体の問題は、法改正が検討されなければならず、責任原因の絞り込み、損害額の上限定定などが多くの論者によって主張されている。だが、現行法の枠内でも、運用・解釈で同様の結論が目指される必要がある⁷⁾。

平成24年最判の多数意見においても、過度に長個人の責任を追及することで、長の執行行為へ萎縮効果が働くことへの危惧感が示されている。加えて、「一定の酌むべき

すべきである本件土地購入契約締結行為の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該請求権の放棄又は行使の影響など考慮されるべき事情について基礎となる事実の認定を含めて充分な検討をしていない」とし、さらに審理を尽くすために破棄差し戻しとした。

2. 多数意見、補足意見と意見の対立軸

本件については、3名の裁判官による補足意見とともに、本件にあらわれた事情からは本件議決を違法とする原審の判断が妥当であると異論を唱える須藤意見が示された。対立軸は、①1審判決で市側が敗訴し、控訴審係属中に本件議決を行ったこと自体への評価、②本件土地購入契約締結行為に対する評価などにかかわる。

①について、多数意見・補足意見は、議決提案の時期と結論のみから住民訴訟の趣旨を没却するものとは直ちには言えないとするが、須藤意見は、その事実自体が原則として住民訴訟による結論を否定しようとする意図を看取されるものと非難する。

②について、多数意見・補足意見は、長が不法な利益を得て私利を図る目的があったとの事情はなく、原審において長と売主との売買交渉の詳細な事情が認定されていないこと、などから直ちに長の帰責性を大きいとは言えないとしたが、須藤意見は、長が知人を介して依頼した不動産鑑定人の評価が2億7390万円と不当に高額であったという事情をも含めて、長の帰責性が重大である

事情が存するのであれば、議会の議決によって債権放棄をすることが、萎縮効果を取り除く効果もある、と債権放棄の積極的な側面を述べている。

損害賠償請求権の放棄が、議会と首長の協働執行権としての性質を有することは既に確認した。従って、今後は、首長個人の帰責性が多額の賠償を許容するに足るものか、などが政策的な観点も踏まえて議会において議論がなされるべきことになる。言い換えると、このたびの判決によって、議会により放棄の議決がなされ、首長により執行行為がなされたならば、裁判所は議会の判断に過度の介入をなすべきではなく、むしろ裁判所は自制的であるべきことが確認された。まさに自治体においても固有の政治領域があることが確認されたことになる。

注3) 林知更「立法権と議院内閣制」(憲法学の現代的論点 所収(有斐閣、平成18年)125頁)

注4) 石川健治「政府と行政」(法教245号74頁)参照。

注5) なお、法の領域と政治の領域を区別するモデル(高橋和之)をモディファイして、現実性の原則に反しない限り、損害賠償請求権の放棄は議会の裁量権の範囲と論じる木村琢磨「財政法の基礎理論の覚書」(自治研究86巻5号54頁)も参照。

注6) 村西良太「執行機関としての議会」(法政研究74巻1号45頁)における協働執行論を参照。村西は、執行機関としての国会に着目する。

注7) 以上の観点は、遠藤直哉「新しい法社会を作るのはあなたです」(アートデイズ、平成24年)を参照。

むすびにかえて

以上まとめると、平成24年最判は、住民訴訟

と判断した。

須藤意見については、議会の裁量権行使に對して過剰に介入するものと見られてもやむを得ない部分があり(千葉補足意見においても指摘されている)、裁量権統制に関する判例の一般的傾向にも反しかねず、到底納得できる議論ではない。

多数意見が債権放棄の議決を違法とする場合を極めて限定したことについて

上記検討を踏まえ、平成24年最判で示された考え方について、自治体はどのように受け止めるべきであろうか。われわれは、多数意見の背後にある考え方は、通常の行政裁量とは明らかに性質を異にし、近時注目されている「執行権」の作用ととらえることが適切であると考える。そこで、以下では、執行権についての議論を踏まえて、本判決を位置付けてみたい。

1. 執行作用に関する事項とは何か

主に憲法65条の「行政権」の意義をめぐって、「執行権」に関する議論が展開されている。背景には、「行政府の担う活動には、法的に拘束された狭義の『行政』と並んで、自由で政治的性格の強い『執政(Regierung)』と呼ぶべき独自の領域が存在しているのではないか。」⁸⁾という問題意識がある。

具体的に、執行作用の例としては、一般的な立法権、具体的事件における法適用を担当する司法権、より自由な裁量的法適用を行う行政権のほかに、外交、軍事、行政組織編成

訟の対象となつている損害賠償請求権について地方議会が債権放棄を行うことが許容されるのかという争点について、原則として議会の裁量を認めるものであった。しかし、このような裁量は、議会の裁量であり、それと長の執行行為とが結合した執政権の裁量ととらえるのが最も合理的である。地方政府における執行権の議論は、法治主義(中央政府中心の法律準拠主義)と対抗関係にあるが、こうした執行作用が地方自治体にも存在するとすれば、自治体Ⅱ地方政府論は、新たなステージに入ったことになる。住民訴訟制度についていえば、従来、地方行政Ⅱ法の執行という思想があまりにも強かつたのではない(垂直的権力分立制度の無視)。地方政府における執行権については、なお議論すべき点は多いが、地方政府が、執政・執行(長Ⅱ大統領制)および統制と立法(議会)から成り立つことは確認されるべきであろう。今後は、本件判決を踏まえて、例外的に裁量権の逸脱・濫用が認められるのはいかなる場合かという点が議論の対象となるが、この場合も垂直的権力分立制の下で、国の司法審査権がどのように及ぶのか、いかなる手法でこのような課題に因應するのかなど、深く吟味すべき点は多い。地方政府における執行作用を熟慮した生産的な議論を期待したい。

市民のニーズに的確に応えるために 政策法務能力の向上への取り組み

ながれやま
流山市長（千葉県）

いざぎよはる
井崎義治



はじめに

流山市は、千葉県北西部に位置する人口約16万7000人の都市で、平成17年のつくばエクスプレスの開業以降、30代から40代の子育て世代を中心に人口が増加しています。

流山市は、基礎自治体としては全国初の「マーケティング課」を設け、民間出身者を課長や係長に迎え、流山市の認知度とイメージ向上にむけたブランディングにより、定住人口と交流人口の増加に努めています。

秋葉原駅から電車で20分という至近にありながら豊かな緑の環境を表現した「都心から一番近い森のまち」を流山市のキャッチコピーとしてPRするとともに、平成22年度に首都圏主要駅で展開したキャンペーンでは、転入していただきたいメイインターゲット向けの「母になるなら、流山市。」「父になるなら、流山市。」、23年度の「学ぶ子にこたえる、流山市。」の駅頭のポスターは、大きな反響を呼びました。

市民のニーズと政策法務

全国的な少子化の波は流山市も例外ではなく、平成30年代半ばには本市の人口もピークアウトすると予測しています。そのためにも、流山市の長寿社会を支える若い世代の方々に流山市を選択していただけるように、子育て・教育環境の充実や緑を増やす施策を積極展開しています。しかし、転入された市民にとって「ニーズに即し、市民満足度を高める政策・施策」を展開し、県下トップクラスの定住意向率(80%)を維持することがさらに重要です。

平成12年4月の地方分権一括法によって機関委任事務は廃止されました。さらに、地方自治法第2条第12項に、「地方公共団体に關する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない」と規定されています。そして、この趣旨に則り、流山市の

ものと捉えています。

政策法務能力向上のために 弁護士を採用

職員一人ひとりが政策法務に携わっているという職場風土は、一朝一夕に醸成できるものではありません。また、近年、市民の意識が高まり市に法的根拠を求める市民が増えていきます。これらに的確に対応し説明責任を果たすためには、職員に法律上の根拠に基づく明確な説明をする能力が必要となります。一人ひとりの職員が行政にできること、できないことを的確に判断し、法律上の根拠に基づく明確な説明ができれば、法的な紛争を回避することも可能です。

このような状況から、弁護士を特定任期付職員として採用し、政策法務の強化を図ることが必要と考え、平成22年の9月議会に「流山市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正条例」を提案しました。職員として弁護士を採用するということは千葉県初であったこともあり、閉会中の継続審査となったものの12月議会では可決いただきました。その後、平成23年4月から総務部に「政策法務室」を設置し、採用した帖佐直美弁護士に室長として活躍していただいています。

政策法務室の役割

帖佐弁護士との最初の打ち合わせでは、次の4つの業務を依頼し、特に職員の政策法務

能力の向上への尽力をお願いしました。法曹界の業務としては新たな分野であることもあり、相当に緊張されていたことを記憶しています。

1 所掌事務の1つ目は、「法律的課題に対する相談、協力及び処理に関すること」です。

法律の専門家である弁護士が職員として常に庁内において、何かあれば一緒に考えることで、職員は自信をもって市民に対して法律の根拠に基づく明確な説明を行うことができ、市民の安心や市に対する信頼につながります。また、担当課の職員も一緒に調べ、考え、法的な問題を解決するプロセスを体験することで、法的センスや思考能力を身に付けることもできます。

法律相談の中には、新しく条例を制定するに当たっての相談もあります。私が採用した帖佐弁護士に出した最初の課題も、当時、神奈川県に次いで基礎自治体では全国で初めて策定を進めた受動喫煙防止条例案に関する法的な問題点の整理・解決でした。

2 所掌事務の2つ目は、「職員の政策法務能力の向上のための研修に関すること」です。

政策法務研修を行うに当たり、各課で1名以上の政策法務担当者が選出されています。この政策法務担当者を研修の対象者として、各課で政策法務を意識して仕事をすると、職場風土を醸成したいと考えたためです。

研修は、基本的には政策法務室長が行っていますが、時には室長の懇意にする方が講師



「政策法務研修」の様子

く実行力・新たな課題に取り組む挑戦する姿勢)、Cost(同じコストでより大きな成果、同じ成果をより少ないコストで実現する工夫力)の4Cを掲げていますが、これらのキーワードはすべて政策法務に通じ

の条例の制定に当たっては、法的知識から検討することも必要ですが、なにより市民の感覚を大切にするべきです。市民はどう感じ、考えているのだからという視点が重要であり、市民ニーズを政策内容に的確に反映させることが、職員の仕事であることを認識する必要があります。それにより、地方分権により拡大された市の条例制定権を活用し、積極的に自治立法を行い、政策を実現することができるものと考えています。

また、流山市職員の人材育成の基本方針として、Citizen(市民視点で市民と協働出来る力)、Compliance(市民から信頼され、市民に役立つ能力)、Challenge(やる気と熱意に基づ

となつてテーマを設けて研修を行っています。
3 所掌事務の3つ目は、「訴訟の総括処理に関すること」です。

訴訟においては、室長はじめ総務課や担当課の職員が訴訟代理人との協力体制で対応していますが、庁内に弁護士がいることによって、訴訟の各段階における課題を詳細に検討することができる安心感があります。また、室長が訴訟代理人とのパイプ役となり適切な連携を図っています。複雑でない事件、請求金額が少額である事件については、室長はじめ職員のみで訴訟に対応したいと考えています。
4 所掌事務の4つ目は、「行政不服審査法に基づく不服申立てに関すること」です。異



「政策法務研修」での意見交換

議申立ての手続が適法に進むよう助言することが仕事です。

これらの業務について、総務課職員の協力体制や、顧問弁護士などとの連携を築きながら、的確に業務に対応しています。

今後の展望

職員の政策法務能力の向上を図るためには、今後「全庁的な職員の法務能力の底上げのための研修」と「政策法務のリーダーシップを発揮できる職員の育成のための研修」や政策形成能力の向上をも目的とした研修として、課題を検討し政策案・条例案を作り上げる研修を人材育成の研修カリキュラムとして位置付け、体系的に行っていく必要があります。

また、将来的には、政策法務担当者が、各課の法律・条例の運用について、法解釈が自主的に行われているかどうか、行政手続法に照らして問題がないか、訴訟に耐え得るか、要綱等に条例化すべきものがないかといった予防法務の観点からチェックをする上智大学の北村喜宣教授が提案されている「行政ドック」の実施も目指していきたいと考えています。

現在、自治体法務検定を団体受験することを目指し、庁内に自主勉強会が立ち上がり政策法務能力向上への機運が高まってきています。今後、参加者が広がり、全庁的な政策法務能力の底上げにつながっていくと期待しています。

とともに、こうした一連の動きは、「各課で政策法務を意識して仕事をする」という職場風土の醸成に大きく寄与するものと考えています。

おわりに

私は、職員と話をする際に、黒澤明の『生きる』という映画を観るように奨めることがあります。この映画は、「無気力、無感動な人生を送ってきた定年間の地方公務員の男が、自分の余命があとわずかだと知ってから、自分の仕事に目覚める。自分は何をすべきかに目覚め、長年、住民の願いであった汚く不衛生だった暗渠をきれいな公園として整備するために東奔西走し、『やる意思さえあればできる』ということを証明してみせる」というものですが、輝きを放つ政策法務のためには、市民ニーズを実現しようとする職員意思、気構えが必要とあらためて認識させられます。

私をはじめ職員は、流山市の長い歴史のほんの短い時代を担っているに過ぎず、すべての職員が、市の職員として生きるということをあらためて考えてみて欲しいと思います。そして、今後の流山市のあるべき姿を見据え、流山市の未来のために、市民のために役立つ職員として、一つひとつの課題に取り組んでいかなければならないと思いを新たにしています。

まちの課題解決のための条例制定 〜箕面市条例三題噺・名簿・カラス・災害時〜

箕面市長（大阪府） 倉田哲郎



episode 1 ふれあい安心名簿条例
名簿がない！

「スムーズな連絡がどうしてできないんだー！」市長就任1年目の平成21年GWのころ、新型インフルエンザの猛威で全国が騒然としていた中、本市でも職員が必死になって対応していたときのことである。

学校から児童・生徒の保護者に緊急連絡を取ろうとしても、連絡網がないところは早く連絡が回らない。担任の先生などから1件ずつの連絡で手間取るケースもあった。平成17年の「個人情報保護に関する法律」の本格施行後、個人情報に過敏になりすぎて、連絡網や名簿が作られなくなったためである。以前にタウンミーティングでも問題提起があった。保育所でも学校でも自治会でも、これではみんな困るだろう。

名簿条例を検討せよ

職員Zは「そんなことできるわけない」と一人つぶやいていた。実は市長から、市民が安心して名簿を作成し、活用できる条例

を検討するよう指示されていたからである。緊急時はもちろん、親同士の子育て相談や自治会の会員間の連絡など日ごろでも役に立つようにと。

そもそも連絡網や名簿がない状態の原因になった個人情報保護法には、ダメだなんてどこにも規定されていないが、現実には知人からも「個人情報を使ったらダメになったんじゃないの？」という反応がほとんど。また、自治会などの地域コミュニティでも、名簿を作ろうとしても掲載を拒否される方が多くて作れないので困っているという話も聞く。

地域の課題を解決するために法を適正に解釈し、自治体で制定できる条例などを積極的に活用するのが政策法務だろう。これはまさに政策法務的事案である。市として名簿作りには責任を持って関わっていこう、地域コミュニティの活性化という課題に込めていこう、それを市議会で議論してもらおうと市長が考え、条例を検討するよう指示したのは分かる。でも、いざつくるとなるとやはり「そんなことできるわけない」と愚痴ってしまうの

であった。
パブコメ&パブコメ

職員Zがとりかかった条例の検討は困難を極めた。何しろ全国の自治体で例がない。これほど公務員にとってつらいことはない。類似条例をコピーしてちょっと修正して終わり、ということにはならない。何度も市長に案をつくっては見せに行ったが、なかなか納得してもらえなかった。

名簿を作ろうとする地域団体にとっては名簿を作りやすくしながらも、構成員には個人情報を守られる安心感を持ってもらうという、個人情報の利用と保護の二面性のバランスをどうするか。地域団体の自主性を損なわずに、名簿作成を可能な限り支援するには？
そこでZは、条例に適合した名簿には市がマークを付けて認証する仕組みにするようにし、個人情報保護法の誤解を解くことからスタートするため、条例にその旨の前文（社会的なメッセージ）をつけるようにした。

難産の末できあがった条例案を平成21年10月にパブリックコメントにかけ、同時に市内



動物対策チームの活動

4カ所で説明会を開催した。その結果、さらなる検討や説明を求める意見が多く、中でも、「すべての名簿をこの条例どおりに作らなければならない」という条例への誤解があった。条例が制定されても既存の名簿はそのまま使っても構わないし、条例どおりに作らない名簿もOKなのだが、理解されていないようであった。

そこで、若干修正した条例案とともにもっと理解しやすい資料も追加して、翌年1月に異例の2度目のパブリックコメントにかけ、再度説明会を開催した。

こうした市民の意見を踏まえ、ようやく条例案を平成22年第1回市議会定例会（2月議会）に提出。市議会で可決成立後、平成22年4月1日施行となった。

条例制定から2年半。この条例により認証を受けた名簿は、現在、地域団体では4



安心名簿条例の市民向けPRパンフレット

件、小中学校と幼稚園では500件を超えている。

episode 2 カラス条例（カラスによる被害の防止及び生活環境を守る条例）

カラスを何とかして

「市長さん、カラスで地元は困ってるんですよ。何とかありませんかね」

何度聞いたことだろう、このような声は。瀟洒な街並みの住宅都市・箕面市は、一部の地域でカラスによる被害を受けていた。市民の誰もが何とかしてほしいと思い、市役所もなんとかしたいと思いながら、空を飛ぶ野生動物相手に有効な対策がほとんどできていないというのが市長に就任する前の現実だった。「カラス被害を撲滅しよう」

そう決心した私は、平成21年度から、動物対策チームを編成し、徹底的にこの課題に当たらせることにした。

カラス激減後、その状態の継続へ

動物対策チームのキャップQは毎日、カラス被害が特に多く発生している桜井地域を中心に、カラスの追い払いで大活躍。他にもカラスを捕獲したり、巣を撤去したり。その甲斐あって、平成21年3月当時、1日当たりの飛来数が300羽だったものを、たっ

されている。その後もQは、地元企業からカラスの追い払いに加勢を得るなど、地域一丸となったカラス対策の展開に成功している。

episode 3 災害時特別宣言条例（災害時における特別対応に関する条例）

災害からわがまちを守るために

平成23年3月11日に発生した東日本大震災。被災地のために何とかしたいと思ったのは私だけではないだろうし、同時に、自治体の首長なら誰しもわがまちの防災体制を振り返らざるを得なかったろう。私は市長就任以後、防災体制の改革に力を入れてきたが、東日本大震災を教訓として、さらに防災体制のレベルアップを目指すことにした。

それにはまず、「行政でできることは有限である」「行政だけでは市民を助けることはできない」という事実を直視しなければならぬ。阪神・淡路大震災の当日、神戸市では職員の4割しか出務することができなかった。東日本大震災でも命が助かったのは自助努力と地域の援助活動が主である。これを踏まえ、10月には「防災改革の基本方針」を策定した。

そして同時期に、「大災害時の救助活動などに、現行の条例規定がネックになることが想定されるのではないか？ 有事の際にその条例規定に特別対応できる方法を検討せよ」という指示を出した。指示を受けて面食らうだろうと予測していたのに、意外にも平然と

た1年間で20羽まで激減させた。

しかし、対策を続けないと、カラスはすぐにまた飛来する。一生懸命に追い払っても、ゴミを散らかしてカラスに餌を与えている人がいる現状では、イタチごっこだった。市長からは、チーム発足と同時期に法制担当Zに對して、並行してカラスへの餌やりなどの迷惑行為の防止条例を考え、「採り得る手段はすべて採る」よう指示されていたのであった。

餌やり行為に罰金

Zは条例検討に当たって、カラスへの餌やり行為に厳しく対処するよう、罰金などの罰則が可能な検討するよう市長から指示されていた。たとえカラスかわいさで餌をやったとしても、カラスでなく別の動物に餌をやっていたのをカラスが取っていったとしても、その結果カラス被害が生じているのだから、いわば反社会的な行為になる。これに厳しく対応しないと「仏作って魂入れず」になってしまう。

でも、Zは検討過程で「罰金」の文字を見るのも嫌になっていった。罰則付き餌やり禁止については既に平成21年9月に「サル餌やり禁止条例」を制定していたので、そのスキームを参考にすることができたとし、罰金を科する条例としては東京都荒川区の先例があった。とはいえ、罰金という刑事罰ともなると、検察との協議が必要になる。これが大変。いざ罰金の規定が発動された場合、その条例上の構成要件は公判が維持できるものでなければ

していた職員Zの顔は頼もしかった。

「ルールを無視していい」というルール

指示を受けた職員Zは、早々にアウトラインの案を数種類市長に見せに行くほか、想定される行政活動を全庁から集めるなど、最初から飛ばしていた。全国でも総合的な災害対策条例はいくつかあるようだが、Zは市長の「理念的な条例でなく、あくまで実践的なものにした」との注文を受けて作業を進めていた。条例案には、通常業務の一斉休止、施設等の一斉休館、許可等の取り消し、契約・処分の期限延長、仮庁舎への移転などを盛り込んだ。これで完成かと思いきや、さらに市長からは、大災害時には災害対策本部がすべて仕切ることになることから、できるだけ災害対策本部長に権限を集約することや、災害対策本部長が宣言したら特別対応がスタートできることを盛り込むようにとの追加オーダーがあった。

「通常業務の一斉休止」などの規定を設けなくとも、大災害時には通常の事務をほったらかしにして災害対応に全力を傾注するのは当たり前だと考える人は多いだろう。しかし、本市の職員は（公務員は大抵そうかもしれないが）律義でまじめなので、ルールがある場合にそのルールに従おうとする。例えば、発災したその日に、窓口で「住民票を何で出せないんだ」と言われたら、「ゴミ収集日なのにどうして来ないんだ」と言われたらどうだろう。そんなときに、「通常のルールは無視

寄稿

5

明石市における任期付弁護士職員の採用・活用による地域主権への取り組み

地域主権の時代の到来と
弁護士5名一挙採用

今、まさに地域主権の時代が到来してい



任期付弁護士職員の執務風景

これは日本という国の新しい在り方であり、地方行政をこれまでの中央官庁に依存した中央集権体制の制約の中での限られた役割を担うものから、自己決定を行い自己責任を負うものとして再定義・再構築する時代の始まりである。

かつての中央集権の時代においては、地方自治体は、中央からの指示を待っていたり、従順さや忠実さが美德とされ、行政運営の在り方は前例主義や横並び主義が機能していた。ところが、地域主権の時代になると、地方自治体は、自己責任を伴う自己決定に日々迫られるようになり、これに伴って、地方自治体には専門的知見や主体的判断能力が必要不可欠になってきた。そして、地方行政に携わる地方自治体の職員には、地域主権を体現するための高い能力が要求されるようになってきている。

このような地域主権の時代の到来を受け、明石市では、平成24年度より一挙に5名の弁護士を市の任期付職員として採用した。地方自治体における弁護士採用の取り組みは、全

明石市長（兵庫県）

泉房穂



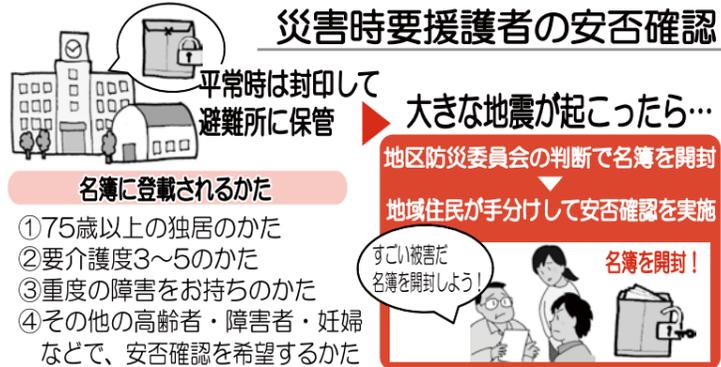
国的に例はあるものの、一挙に5名もの弁護士を採用するのは、全国初の試みである。

平成24年度 採用者一覧

性別	年代	修習期	弁護士経験	前所属 弁護士会	主な経歴	職名
1 女性	30代	54期	6年9か月	第二東京	民間企業（企業内 弁護士）、法律事務所	総務部コンプライアンス 担当課長兼政策部政策室 課長
2 男性	30代	新61期	3年4か月	大阪	法律事務所	総務部コンプライアンス 担当課長兼政策部市長室 課長
3 男性	30代	新61期	3年4か月	大阪	法律事務所	政策部相談担当課長
4 男性	20代	新64期	3か月	三重	法律事務所	総務部法務課主任兼総務 課主任（コンプライアンス 担当）
5 女性	30代	新63期	—	—	他市オンブズマン 事務局 専門 調査員、外資系 民間企業	政策部市民相談課主任（法 務相談・オンブズマン担 当）

*弁護士経験は平成24年4月1日現在 *現在は、全員兵庫県弁護士会に所属

災害時要援護者の安否確認



安否確認名簿の活用イメージ

学区単位での「地区防災委員会」により災害時要援護者の安否確認の役割を果たしてもらうことを考えていた。条例の検討とともに「地区防災委員会」の設立に向けての取り組みも着々と進めていたところが幸いした。

安否確認には、一人暮らしの高齢者など災害時要援護者のリストが必要だが、これは個人情報情報の集合体だ。そこで、あらかじめ名簿を小学校に備え付けておき、大災害時には災害対策本部長の指示で地域住民が名簿を開封して安否確認に走るよう、場合によっては指示がなくとも自主的に安否確認ができるよう条例で規定してしまうことにした。

平成24年第1回市議会定例会（2月議会）ではこの安否確認に質疑が集中した。市民の安全のためには安否確認の名簿の対象範囲を広くとっておきたい反面、個人情報保護のためには範囲を狭めた方が安全性は高いというせめぎあいの中の提案だったのだ。議会での議論は大いに望むところだった。激論の末、結局、「まずはスタートしてみよう」ということで修正なく全会一致で可決成立した。

災害時特別宣言条例は、平成24年3月28日に公布・施行された。国でも災害対策基本法が今年6月に改正され、さらに大きな見直しの動きがある。本市の取り組みをきっかけに、全国の自治体で災害時における法

務の取り組みが広がることを期待している。

おわりに

平成20年8月に箕面市長に就任以来、いくつかの変り（？）条例を提案し、制定されてきた。変わりダネの条例は、おそらく普通の自治体よりかなり多いだろう。本市では、条例に限らず、政策・施策の実現に合目的な法解釈や例規制制定などは当たり前に行ってきた。法律には書いていないこと、全国どの自治体でもやっていないことでも、「なんとか考えるしかない」と職員に指示したことは枚挙にいとまがない。検討する職員は大変だろうが、大抵その壁を乗り越えてくるから大したものだ。

手前みそで恐縮だが、私は本市の職員を素晴らしいと思う。今回はそうして実現した3条例を例に挙げた。本市の政策法務能力がいかなるレベルか、判断は読者に委ねたい。

【参考：各条例の全文】

・箕面市ふれあい安心名簿条例

http://www1.g-reiki.net/minoh/reiki_honbun/at00008801.html

・箕面市カラスによる被害の防止及び生活環境を守る条例

http://www1.g-reiki.net/minoh/reiki_honbun/at00009221.html

・箕面市災害時における特別対応に関する条例

http://www1.g-reiki.net/minoh/reiki_honbun/at00009611.html

地方行政の質的改革

任期付弁護士職員5名は、現在、政策立案・遂行、コンプライアンス体制強化、庁内法務全般、市民法律相談などのさまざまな業務に従事している。

この任期付弁護士職員の採用は、地域主権の確立のためには、地方自治体自らの質的な充実が不可欠であるとの認識に基づいて市長権限で実行した施策である。すなわち、多くの自治体では、行財政改革として、職員の削減や予算の縮小を進めているところである

明石市の紹介

明石市は、東経135度の日本標準時子午線上にあり、子午線の通るまちとして有名である。また、世界一長い吊橋「明石海峡大橋」や淡路島を眼前に臨む雄大な景観が楽しめるほか、瀬戸内海の豊かな漁場で捕れる鯛、タコ、海苔は全国に誇る特産物となっている。

万葉歌人・柿本人麻呂によって多くの歌が詠まれ、世界最古の長編小説とも言われる源氏物語の舞台にもなるなど、風光明媚な歴史あるまちとしても知られている。

東と北は神戸市、西は加古川市、稲美町、播磨町と接する東西に長い地形で、大阪へは約40分弱、東京へは約3時間20分と大都市圏への交通のアクセスも良好である。

現在の人口は約29万人であり、平成14年には特例市に移行し、近年は、「市民幸福度日本一のまち」を目指して、こども・安全・地域という3つのキーワードを軸に、さまざまな施策の展開を図っている。

が、明石市においては、このような消極的な施策にとどまらず、真の行政需要にこたえるため、専門的な知識をもった職員の積極的な増員により、地方行政の質的改革を実行しているのである。

そして、そのうちの政策法務力を含む法的な専門的職務を担う人材として任期付弁護士職員を位置付けようとしているのである。

なお、参考までに明石市で採用した任期付弁護士職員の経歴の概要は、「平成24年度採用者一覧」のとおりである。弁護士経験年数などはいずれも平成24年4月1日現在のものである。また、弁護士経験がない1名は、他市のオンブズマン事務局において、専門調査員としての職務経験・実績がある者であることも付言しておく。

任期付弁護士職員の活用による法務力向上の試み

明石市ではこのように5名の任期付弁護士職員を採用して法務力向上を図っているわけであるが、ここで一つ大切なことがある。それは、この採用は任期付弁護士職員が地方自治体における法務的な業務すべてを担い、他の職員は法務的な業務に関与しないというような職務の切り分けを意図したものではないということである。

地方自治体には、既に法務課などにおいて総合的な法務業務を経験した者や各部署において取り扱う各種法令などに関する知識を有

市民の皆さまへの責任を果たす

今日のような非常に厳しい経済情勢の下では、特に子どもや高齢者といった弱い立場にある方、声を上げられない方の目線に立った施策を展開していくことが欠かせない。社会が余裕を失っているときこそ、行政が社会のセーフティネットとして有効に機能する必要があるのである。そして、現在のような地域主権の時代が到来している状況にあつては、地方自治体にもその役割を果たすことが今まで以上に強く求められている。

このような観点から、明石市では、任期付弁護士職員を採用した今年度(平成24年度)より、ご病気や高齢であるなどの理由で外出が困難な市民の方に対して、自宅・病院・施設を問わず、本人の枕元にまで任期付弁護士職員が訪問して法律相談を行い、必要があれば生活保護などの各種行政サービスにもつなぐという新しい取り組みを開始している。

また、任期付弁護士職員は、一般職員とともに真に市民の皆さまのために基礎自治体の在り方、具体的には国・県からの市への権限移譲など、まちの大枠を形作るための重要な施策の企画・検討立案も担っている。



社会福祉士、臨床心理士の募集チラシ

する者も存在する一方、普段はあまり法務的な業務に携わることがなく、何かあれば法務課などに相談すればよいという程度の認識の職員も多い。本市では、これからの地域主権の時代にすべての職員に力を発揮してもらい、真に市民の皆さまのお役に立つためには、前者・後者いずれの職員にも、さらなる法務力を身につけてもらう必要があると考えている。さらに言えば、これからの地域主権の時代には、地方自治体の自己責任が厳しく問われる時代となるが故に、法務力の欠如が思わぬ重大なリスクを招くとの認識を有しており、そのような事態に陥ることは当該職員にとつても、地方自治体にとつても市民の皆さまにとつても不幸であり、すべての職員の法務力の向上に取り組みしたいとの考えを持っている。

現在、任期付弁護士職員と一般の職員は机を並べて一緒に働いており、職員が気軽に任期付弁護士職員に相談できる体制となっている。実際、平成24年4月から同年9月末までの庁内法律相談件数は約140件にものぼっている。これは、職員が法律の専門家である弁護士の相談を気軽に受けられるようにし、これにより法に従った適正な処理を行うことを可能にするという狙いがあるのはもちろんであるが、それだけではない。法律の専門家である弁護士と一緒に協議・検討を行いその見解やそこに至る検討・調査の過程を間近で見ること、法的な観点からまとめられた書面など

さらに、明石市では今後も犯罪被害者支援や近年特に深刻さを増している虐待やいじめの防止といったさまざまな問題への対応策として、条例の制定や施策等についても任期付弁護士職員をはじめとする職員に市民目線で積極的に取り組んでもらう予定でもある。

さらなる挑戦へ

人口約29万人の特例市である明石市におけるこの新しい取り組みは、まだ始まったばかりである。平成25年度からは福祉と心のケアの分野を強化するために社会福祉士3名と臨床心理士2名を採用する予定で、日本社会福祉士会および日本臨床心理士会の全面協力のもと、日本社会福祉士会の全会員約3万7000名および日本臨床心理士会の全会員約1万8000名に対して職員募集要項を送付しており、現在募集中である。今後も弁護士に限らず、専門職の割合を増やしていく予定で、既に活躍している任期付弁護士職員や一般職員とも力を合わせて市民の皆さまのためにしっかりと働いてもらいたいと考えている。

このように地方自治体の内部に弁護士が位置付けて業務を行うということは、先に述べたとおり地域主権を促進するものであり、新しい地方自治、新しい日本を作り上げていくものであると確信している。

交通インフラ整備で。ホテルシヤルアップと 国際観光港湾都市へ船出

「古事記」がもたらす交流・発信

宮崎県日向市では現在、「古事記編さん1300年」を記念する「ひゅうがお舟出プロジェクト」を展開している。折しも日向市で市政ルポの取材を実施させていただいた当日の10月4日午後5時、日向市役所内で「古事記編さん1300年」を記念しての神武天皇御東征の上陸の地・熊野市との交流事業についてと題する記者会見が華々しく始まった。

出席者は黒木健二・日向市長と河上敢二・熊野市長のお二人。記者会見のタイトルにもあるように、古事記に由来する伝承では、現在の三重県熊野市が後の大和朝廷創建にもつながるとされる神武東征の上陸地点とされ、日向市(美々津港)はその出発点(お舟出の地)とされている。そうした関係に加えて、両市には共に基石の最高級品である「白石」はまぐり基石(日向市)、「黒石」那智黒石(熊野

市)のそれぞれ唯一の産地であること、また黒潮に面していることなどから年間平均気温や降水量などの気候風土が似ており、かんきつ類をよく産するなどの共通点が多い。

そんな背景を持つ両市長がたまたま昨年6月、佐賀県鹿島市で開催された西日本最大の囲碁大会(全九州・祐徳本因坊戦)で同席。「さまざまなお話をさせていただくうちに、意気投合し、古事記編さん1300年を機に、ゆくゆくは友好都市締結なども視野に入れた活発な交流事業を開始することを話し合いました」と黒木市長。

前述の記者会見はまさに最初の一步であるわけだが、日向市と熊野市との間では今年度中に次のような交流事業が予定されている。

- ◇「第24回 日向はまぐり基石まつり」(10月27・28日)における市長賞授与など――当日は熊野市の囲碁愛好者2名を招待/囲碁大会の成績優秀者への日向市長賞(特別賞)授与(ひむか古代粘土で制作した陶製の「お



くろきけんじ
黒木健二
日向市長

きよ丸(送) / 同じく成績優秀者への熊野市長賞(特別賞)授与(那智黒で制作したトロフィー)――

◇「第4回 紀州熊野地区囲碁大会」(10月28日)における特別賞の授与――日向市長賞(特別賞・陶製「おきよ丸」を「紀州名人の部優勝者」に授与

また「ひゅうがお舟出プロジェクト」におけるその他の主要事業は次の通りだ。

- ◇PR事業――横断幕やのぼり旗等の設置

など

- ◇広報事業――「古事記編さん1300年」「日向神話伝説」など

- ◇おきよ祭り事業――美々津地区で毎年旧暦の8月1日に行われている「おきよ祭り」をバージョンアップ

- ◇観光振興事業――神武東征お舟出クルーズ(神武東征の海道コースを客船でクルーズ。600人が参加して7月15日に実施済み)

※注「おきよ丸」は神武天皇が東征の折に乗ったとされる舟を昭和15年に再現したもの。風の関係で舟出が早朝に行われたため、住民たちが見送りのために「おきよ、おきよ」とみんなを起こして回ったとの伝承が由来。



古事記編さん1300年を記念しての交流事業開始・記者会見(右は河上敢二・熊野市長)

実現に向かう 海陸交通インフラの循環

日向市は「古事記編さん1300年」のほかにも、昨年4月に市制60周年を迎えるなど、大きな節目を迎えている。さらに、大きいのは、東九州自動車道の「延岡～日向～宮崎」間の開通だ。新たな飛躍を決定付ける重要な契機となることは間違いない。

「日向市民はもちろん、すべての宮崎県民、いや九州の太平洋側に位置する地域の住民すべての交通インフラに関する最大の願いの一つは、北九州市から大分県、宮崎県を経由して鹿児島市に至る東九州自動車道の全通でした。しかし、九州縦貫自動車道がいち早く全通した西側に比べ、東側は大分～宮崎間が長期間にわたって断続的にしつかつながら、特



細島港。奥に見える水面が工業港、手前は商業港

に未開通区間の多い宮崎県民は非常に不自由な思いをしてきました。全通というわけには



1時間に40個以上の処理能力を持つ強力なガントリークレーン



整備中の国際ターミナルのゲート

いかならないもの、それでも来年度中には延岡～日向～宮崎間がようやくつながり、供用開始されます。延岡～宮崎が日向市を経由して高速道路でつながるということは、日向市にとっても宮崎県にとっても、ひいては九州全体にとっても大きな経済効果が期待されます」



日向市を代表する伝承芸能・ひょっとこ踊り(毎年8月に行われる「日向ひょっとこ夏祭り」にて)

商業港地区は漁港も兼ねており、魚介の水揚げのほか木材チップなどの積み下ろしが行われている。天然の良港として古来の歴史を持っているのはこの地区で、戦後いち早く整備が行われ、昭和26年度には制度が始まったばかりの重要港湾に指定されている。

そしてこの工業港と商業港に挟まれる位置にあるのが、14号岸壁(国際コンテナターミナル)や、マイナス13mの深さを持つ17号岸壁(国際ターミナル/今年3月4日に着工)などが整備されつつある白浜地区だ。

巨大ロボットのような威容を見せるガントリークレーン2号基(今年7月17日竣工)が設置された14号岸壁に立つと、対岸に17号岸壁(国際ターミナル)の順調な整備状況がほぼすべて見



牧水も釣りを楽しんだ耳川は美々津港に注ぐ清流

近未来都市像は国際観光港湾都市

今回の取材では細島港で現在進行している

折しも平成23年度は、前述のように日向市の市制60周年の節目の年だった。そこで日向市では、東九州自動車道をめぐる状況の急速な進展、細島港の再整備に関する劇的ともいえるべき環境の進展という「海陸双方の基幹インフラ」の飛躍的な変化を千載一遇の好機ととらえ、新たな成長戦略として「細島港を核としたグランドデザイン」を策定するに至った。

都市に指定される原動力ともなった。

その整備状況をつぶさに見ることができたので、概要をご紹介しておきたい。

細島港を北側から見ると、大きく「工業港地区」「白浜地区」「商業港地区」に分けられる。

工業港地区は臨海工業地帯に囲まれており、現在は主にニッケル鉱石、マンガンなどの積み下ろしを取り扱われているほか、定期船およびクルーズ船などの発着も行われている。工業港地区は昭和39年度までに造成されたもので、日向・延岡地域が同年度に新産業都市に指定される原動力ともなった。

工夫がなされている。

またマイナス13mの水深を持つ17号岸壁には大型客船なども楽に接岸できるし、外港地区の沖合には南沖防波堤(国直轄事業、全長600m)および北沖防波堤(県交付金事業、全長450m)の設置工事が行われつつあり、災害時などの物流ルート確保にも細心の工夫がなされている。



重要伝統的建造物群保存地区・美々津の静謐な町並み

【黒木市長】
 というのも、東九州全域における有数の工業都市・延岡市と県都・宮崎市が日向市を経由して結ばれるということは、日向市が有する重点港湾・細島港とも直接結ばれることを意味するからだ。

ご承知のように重点港湾は、全国103の重要港湾の中から、平成22年度にさらに43の港湾が絞り込まれ、選定された。重点港湾への指定は当該港湾にとって、今後投資面から

の「選択と集中」の対象となる

東九州側では大分港、中津港、細島港だけが重点港湾に指定されたが、細島港の場合には特に拠点性という意味での将来性が評価されたという。

「重点港湾が指定されるに当たっては、年間の取扱貨物量が基本的に600万t以上という基準がありました。その点でいえば細島港は年間500万t弱ですから、数値的には厳しい。

しかし、細島港の臨海工業地帯には旭化成をはじめとする有力大企業による先端産業(化学素材、医療機器、太陽電池パネル、リチウムイオン電池の部材など)の生産拠点が数多く立地し、次世代エネルギーの集積基地として国際的にも飛躍する土壌が潜在しています。それに加えて東九州自動車道の延岡・宮崎間が近い将来、日向市経由でつながることにより、物流基地としての拠点性も飛躍的に高まることなどの将来性が認められたのだと思います(黒木市長)

延岡・日向間の路線は、細島港が重点港湾に指定された時点ではまだ供用開始時期が明確にはなっていなかった。しかし、門川・日向間が平成22年に開通しており、延岡市との直結も時間の問題だった。そのような状況を



東九州自動車道の工事区間は既に日向市内に到達。ICの造成も終了し、完成間近

背景に、細島港が重点港湾に指定されるについては、さらに臨海工業地帯に立地する民間企業各社トップたちの連携による国への強力な後押しもあったという。

それはつまり、熾烈な国際競争を生き抜くために緻密なマーケティングを日夜実施している民間企業にとっても、東九州における細島港の位置的優位性、港湾としてのポテンシャルの高さが、自社への利益誘導という観点にとどまらず、九州全体の新たな物流窓口としての発展性を秘めているとの評価があることを意味する。さらに国がいかに細島港の将来性を認めているかは、平成23年度予算において、「細島港国際物流ターミナル整備事業」が国直轄事業として新規事業採択を受けたことでも分かる。同年度の国直轄の新規事業として国際物流ターミナル整備が認められたのは細島港だけなのだ。



創作力・鑑賞力・ディベート力が問われる「牧水・短歌甲子園」は文化系高校生の甲子園!

市長は行く先々でこの歌を引用し、「山も海も空も青く、その青が耳川などの清流や海の水にまで映っているような、そんな国が日向市です」と説明するという。さらに「まちを本当の意味で発展させるのは、経済の力だけでなく、文化的な深みがなければいけない。そういう意味で平成18年に若山牧水の生誕地でもある旧東郷町との合併を果たしたことは、いろいろな意味で意義深いものでした。換言すればそれは、黒潮文化と森林文化との合併でもありました」と語る。

水源にも近い東郷地区から流れてくる耳川



若山牧水記念文学館と若山牧水像(右)



一つ一つの工事の進捗状況を視察させていただいた後、今度は付近の丘陵地帯からその全容を遠望する機会を得たが、細島港の持つ優れた機能性は、外部からの訪問者に過ぎない取材者にも、まさによくできたパースを眺めるかのように、よく分かった。

「延岡～日向～宮崎を結ぶ東九州自動車道の開通時期が近づき、細島港の整備が進むにつれ、いくつもの新たな現象が起こり始めました。臨海工業地帯に立地する企業が、ほかの地方に持っていた生産拠点を日向市に移し

たり、まったくご縁のなかった企業から進出に向けた問い合わせが増えたり、そうした動きが非常に活発になってきたのです。

また、外国からのクルーズ船(チャーター便)が今年10月までで既に8回も寄港しています。最大のもはイタリア船籍のコスタビクタリア号という7万5000tの豪華客船で、これらは皆、工業港の方に停泊しますが、今後、さらに寄港の増えることが予測されます(黒木市長)

さらに現在、細島港を拠点に、従来取り扱われてきた釜山ルート以外の上海ルート、シンガポールルートなどの定期航路開拓が関係各方面で取り組まれているという。それが成功すれば日向市の持つ各種ポテンシャルは、国際的なスケールを帯びた「人・モノ・情報」に彩られ、より幅広く、深みの増したものとなっていくだろう。

そういう観点からも、「日向市の近未来都市像は、国際観光港湾都市を目指すべきではないか」と黒木市長はいう。

確かに観光振興は都市の持つすべての要素が総合されて、初めて成就するものだ。単に有名な観光施設があるだけでは、現代の観光の清流はやがて、神武東征の出発点である美々津港に注ぎこみ、日向灘へと達する。そのルートはまた若き日の若山牧水がしばしば散策した道でもあるが、そこは重点港湾・細島港からも程近い。

昨年の市制60周年を記念して、日向市では全国公募の「青の国若山牧水短歌大会」を発売。高校生が参加するユニークな短歌ディベートともいえるべき「牧水・短歌甲子園」とも、早くも恒例イベントとして人気を集め始めている。

美しくも豊かな海や森林(日向市は林業王国でもある)を背景に、ダイナミックな経済の動きと奥深い自然、そこから生まれる文化や人々の奥ゆかしく静謐な暮らしが混然一体となっているまち日向を表現するのに、「青の国」とはまさに言い得て妙である。

また3年前から始まった「まちづくり協議会」による新たな市民協働のまちづくりも、いかにも日向市ならではの奥ゆかしさを感じる。各地区に予算を付与(日向市は上限100万円)する地区住民による「まちづくり協議会」は各地で行われているが、日向市ではいきなり予算を分配する方式は取っていない。自分たちの地区の本当の課題が見つかった地区だけが手を挙げ、事業を実施する仕組みが自然にできている。そのため市民はまず自分たちの課題を見つめ直すことから、自発的なまちづくりへと着手することになる。

日向市内の小中学校では今年度から「無言



全9種のアミノ酸中8種を含む「へべす」。酸味が爽やかな日向市イチオシの新名産品

客は満足しない。そういう意味で、もともと美しい山河があり、海があり、そこから生まれてくる澄んだ水や豊かな食材に恵まれ、古事記にも書かれた悠久の歴史を有するという具合に、多彩なポテンシャルを持つ日向市が、さらに海外ルートも含めた海陸の交通インフラが整い、産業も健全に発展していくとなれば、まさに国際観光港湾都市にふさわしい総合力を兼ね備えることになるだろう。



日向の海・山・里の名産品が人気の道の駅

海も山も青い国・日向

黒木市長に「日向市をよその土地の方に紹介するとき、いつもどのように説明されますか?」と聞いてみたところ、即座に「樹は妙に草うるはしき青の国 日向は夏の香にかをるかな」という歌が返ってきた。

日向市(旧東郷町)に生まれ、旅の歌人として知られる若山牧水の代表作の一つだ。黒木清掃」という活動を全市的に行うようになったという。これは誰に言われるのでもなく、気付いた人が自発的に校舎を、まちをきれいにしていこうとする運動で、これもまた自発的な市民協働といえるだろう。

国際観光港湾都市を目指す日向市にとって、市民のこうした自発的な郷土愛の発露は訪れる者を感謝し、目に見えにくいけれども如実に伝わるもてなしの心、「もう一つのポテンシャル」として、いつか大きな力を発揮するのではないだろうか。

(取材・文 遠藤 隆)



漢字の「叶」に似ていることから「願いが叶う海」としてカップルに人気のクルスの海

「ユーロ危機」に負けぬ奥の深さ 欧州に学ぶ緻密なまちづくり戦略

全国市長会欧州・北欧都市行政調査団 団長 中央区長（東京都） 矢田美英



連日のように報道される「ユーロ危機」。

ヨーロッパは大丈夫なのか。そうした一抹の不安を一蹴する（いっしょくた）ように、今回訪れたデンマーク、ドイツの都市、ならびに市民は夢と希望を持ってしっかりとした将来設計を描き邁進（まいしん）していた。この余裕は何なのか。日本には見られないこの自信はどこから出てくるのであるうか。誰もがそう不思議に思うであろう。単に「歴史」「伝統」「インフラ整備の蓄積」といったありふれた一言では説明できない。「ヨーロッパの奥の深さ」を印象付けられた一週間にわたる今回の「欧州・北欧都市行政調査」であった。

ちょうどいま、わが国では政局がらみ、総選挙がらみで消費税論議が盛んである。ヨーロッパではどうか。デンマークでは25%では

ぼ定着している。ドイツでは付加価値税が2007年に財政健全化のため16%から3%引き上げられた。税率を引き上げるには、日本では必ず政局がらみの政争の焦点となるが、ヨーロッパでは与野党間でしっかりと話し合っただけで済むため、それほど深刻な政争にはならないということだ。

一方、日本でも福島原発事故以降、大問題になってきているエネルギー政策はこちらでも暗い影を落としている。デンマークではかつて原発建設計画が持ち上がったが、スリーマイル島事故で白紙に戻された経緯がある。また標高が最高で120mしかないため水力発電もない。石炭などの火力発電52%、天然ガス発電18%、バイオマス発電10%、風力発電8%、ごみ焼却発電2%であり、残り10%

取り組んでいる姿勢はお見事というほかな

く、頭が下がる。例えば私たちが視察したアルバーツラント市。首都コペンハーゲンが狭隘化、老朽化したため、60〜70年代に造成をはじめた新しい市だけに発当初から斬新で緻密な都市計画や環境政策を市がリードして実行してきた。市内の約6割が緑地で、雨水管理は徹底しており、雨水利用の人工の水路、湖沼、湿地帯にあふれ、開発当初からごみ焼却熱による地域冷暖房に



デンマーク・アルバーツラント市 市庁舎に隣接する雨水を利用した湖沼

しつつある。

市内の全交通量の30%が自転車交通であるため「車より自転車優先」が徹底しているのは驚かされる。建物は10階程度まで建築可能だが、これまでのところ4階建てが最高ということ。特に賃貸公共住宅の比率が高く、賃貸住宅に住む市民の割合は61%にもほり、持ち家の比率は34%に過ぎず、中でも戸建て住宅となるとわずか13%でしかない。

こうした取り組みにより1986年から2010年までに二酸化炭素排出量を50%削減させ、さらに2015年までに2006年比で25%削減する計画を立てている。驚くべきことは各家庭の電気、ガス、水道の使用量はすべて公にわかるようにしているのに加え、各施設での「有機栽培野菜」を使っているかなど環境配慮も数値化している。説明された市環境技術部長のニールス・カルシュタイン・ブルーメ氏が「世界をリードする環境先進都市だ」と胸を張っているのもう

デンマーク・アレロド市

「福祉」ではアレロド市で市議会議員のイエスパー・ハマー健康福祉委員会委員長から全般的な説明を受けた後、市内のミモーセン特別養護老人ホームを視察した。認知症高齢者専門の介護施設で入所者は24人。1棟8

を隣国スウェーデン（水力・原子力発電）からの輸入でまかなっている。

一方、ドイツでは1997年の京都議定書締結以来、化石燃料の火力発電から風力発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギーへのシフトを促進してきた。また、現在18%のシェアを占める原子力については福島原発事故を受け、国内の17基のうち7基を停止し、2022年までにすべての原発を撤廃することを決定している。特に省エネへの取り組みが建築面などでも盛んであるほか、太陽光発電にも意欲的に取り組んでいる。

デンマーク・アルバーツラント市

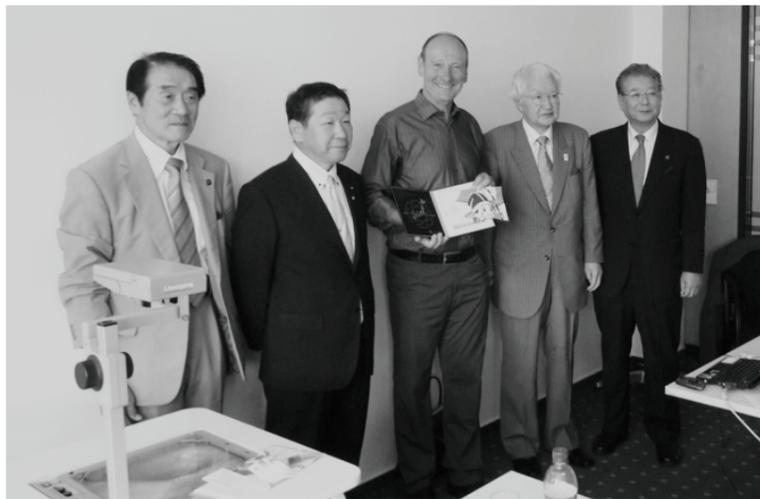
デンマークが国を挙げて「環境」「福祉」に



ジョン・ケラー アレロド市副市長に説明をする矢田・中央区長（団長）特別養護老人ホーム「ミモーセン」中庭にて

室の組み合わせで3棟あり、全員個室となっている。職員は36人で、週30時間勤務。精神科医、理学療法士、作業療法士、栄養士など専門家の支援も受け、至れり尽くせりの感がする。

デンマークは医療面も優れており、病院や医療費はすべて無料だ。高福祉・高負担は、裕福な高所得者からお金を取り、貧しい人へ配分するという点で「ロビン・フッド」的な手法として理解され、さらに税金や福祉サービス受給状況などの把握は「国民総背番号制」が



ドイツ・ダルムシュタット市 市マーケティング有限会社にて（左から上田・滑川市長、津久井・大田原市長、ペーター・シュミット市議会議員、矢田・中央区長（団長）、石川・美濃市長）

定着しているのも素晴らしい利点だ。
 本区ではとてもそこまで手が届かないといった施策にあふれている。ただ一点、本区が進めているセラピードッグと入所者との触れ合いは実施していないということだ。セラピードッグは医療や介護の面で、患者や高齢者と触れ合いながら、けがや病気になる精神的な不安を和らげる効果があり、本区では9年前から区内4カ所の特養にセラピードッグを派遣し、年間延べ3千人の入所者と交流を深め、大いに歓迎されている。

ドイツ・ダルムシュタット市

本区と同じように既成市街地の再開発という点で、ダルムシュタット市のまちづくりは大いに勉強になった。同市はドイツのほぼ中央、フランクフルトから南へ約40kmに位置し、第二次世界大戦で壊滅的な被害を受けたといったことでも本区と似ている。終戦後の復興では「大戦前の状態に戻す」という考えがあったが、人々の考えは徐々に変化していった。60〜70年代は「車優先」で路面電車を廃止したが、その後「公共交通推進」の動きが強まり、路面電車を復活させるとともに、幹線道路を地下化させた。現在ではさらに「歩行者優先・自転車優先」へと意識が変わってきている。本区でも都電を廃止したが、LRTやBRTを環状2号線で実現するため、現在、調査している最中だ。実現すれば隅田川を挟んで晴海・勝どき地域と築地・銀座地域を結びつけられ、足の便だけでなくまちの美観、観光面でも大ヒットになるのは間違いない。

市内にはダルムシュタット工科大学をはじめ大学が3校もあり、そうした学術性がアーノ・ヌーボー建築が多く残っている文化性や活気に満ちた地元商店街活動と一体となつて市の魅力を高めているようだ。本区はもともと文化性は高く、商業を中心に経済活動はトップクラスであり、また、聖路加看護大学

や早稲田大学エクステンションセンターがあるのに加え、さらに他の一流大学が転入を希望しているなど学術性も高まっており類似点は多々ある。

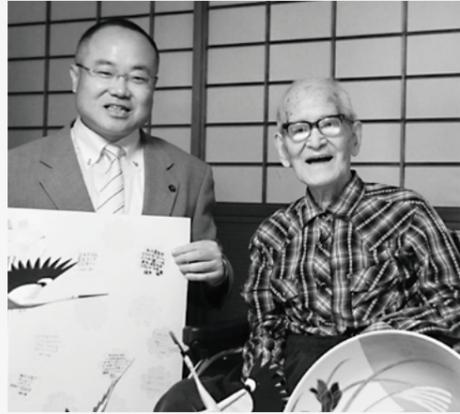
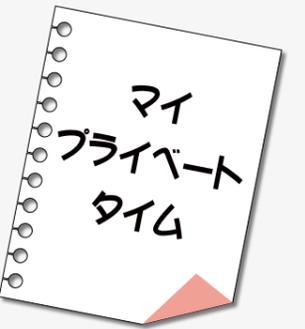
私にとって今回は6度目のヨーロッパ訪問だ。昭和59（1984）年6月、ロンドン・サミット取材のため共同通信社政治部記者として中曽根康弘首相に同行したのが最初だ。あれから28年。世界情勢は大きく変わった。当時のサミットメンバー7カ国のうち、残念ながら日本だけが極端に政治的にも経済的にも力量を低下させているように思えてならない。そもそもサミット自体が、途上国の急速な台頭などかつての威信が低下してきているのだ。以来、ヨーロッパのさまざまな都市を訪問してきたが、いつ来てもその個性にあふれた魅力に引き付けられ、多くのことを学び、教えられるってきた。

今回の歴訪も新たな発見に満ち、新鮮さを覚える。何度来ても飽きないのがヨーロッパの都市だ。来るたびに何かを学び、「もう一度来たい」と願う。次はいつ訪れ、何を学ぶのであろう。そして、「ユーロ危機」はどうなっているのだろうか――。

今回の歴訪では関係各位に大変お世話になり、厚く御礼申し上げます。また、フランクフルトでは重松豊英総領事に公邸へのお招きを受け、調査団一行との意見交換会を開催していただき心から感謝申し上げます。

随想 - 命こそ宝。喜びを深める

なかがやま やすし
きょうたんご 京丹後市長(京都府) 中山 泰
Yasushi Nakayama



敬老の日、男性世界最長寿の木村次郎右衛門さん(115歳)を表敬訪問

絆を重ねていた
き今の自分の生が
あることに気付か
されます。それ故
にも、一つの命には
数え切れないほど
の命の祖先の個性、
特性のきらめきが
限りなく宿され、
たとえ厳しい境遇
の最中にあれ人に

生い立ち

私が生まれ育った京丹後市は、京都府
そして近畿地方の最北端にあり、昔から
絹織物「丹後ちりめん」が盛んで今も日本
一の絹生地生産を誇り、豊かな自然環境
に囲まれた素晴らしいまちです。

子どものころはプロ野球選手になりた
かったのですが、京都府下の学校ではなく
不思議と奈良・天理高校の野球が好きで、
絶対に行くんだと入学して、後にプロ野
球でも活躍する鈴木康友君、福家雅明君
など同級生もいて在籍中チームは4度の
甲子園大会出場を果たしましたが、僕自
身は下手で試合メンバー入りには全然届



世界ジオパークにも認定されている市内の海岸線(久美浜湾)

きませんでした。

一浪の後に入学させていただいた
京都大学でも好きな野球を続け
ることができ、野球の練習に打ち
込ませていただいた青年時代でし
たが、さまざまなご縁に恵まれな
がら一生懸命に取り組めたことが
その後の貴重な糧となっていると
感じています。

大学卒業後は、当時、中曽根行
革により再編・誕生したばかりの、
総務庁・総理府に入り、以降、他
省庁での経験とともに、国の公務
員定員・組織管理、地方分権、規
制緩和、行政手続法策定などの行
政改革や沖縄の振興開発の仕事を
中心にさせていただきました。

国家公務員時代の最後の仕事は、規制
改革。盛時の構造改革特区とも連携して
いたので、最近の地方は色々と面白いこと
ができるんだなど関心を持っていまし
たが、そのタイミングで、郷里の京丹後市が
市町村合併で誕生し、地元の仲間の皆さん
から真剣に声を掛けていただいたのが、現
在の市長の立場につながるきっかけです。

命と宝

公務員時代、沖縄に2年間在住、その
後、小渕内閣で沖縄開発庁長官(井上吉夫、
野中広務、青木幹雄)の事務秘書官として



「日本の稲作りが初めて始められた」とする神話の舞台となった「月の輪田」

はいつも「無限の可能性」があると率直に思
います。一つの人の命は、かけがえのない
尊さの中で、限らない可能性に光り輝いて
います。

喜びの宝(たから)

そんなことを自然に想うようになって、
人にとって人生で何を「する、為す」のか
はもちろん大事ですが、それ以上に、人
として「ある」「今ここに在る」というだけ
で、この上なく尊く、喜ばしく感じるよ
うになりました。「今ここに在る」という奇
跡のような喜びを、深い感謝とともに大
切にしていきたい。そして、日ごろ、気づ
かないだけで、実は、既に人の足元には
本当に考えきれないほどの「喜びの種」宝
の原石に満ち満ちていて、日々のいろん
な出来事、難楽苦甘の一つ一つを宝の原石
と大切に受け止めて、その中の宝に気づ



市内の野球試合で旧友の鈴木康友氏と対決する著者(写真上:投手)。鈴木康友氏(写真左下)。江本孟紀氏、萩本欽一氏と(写真右下)

お伝えしました。当時は米軍基地問題が全
国的に大きく取り上げ始められ、今は混迷
に戻っていますが、政権として普天間問題
に一定の道筋をつけてきた時期であり、厳
しい状況の中での仕事でしたが、ただ中に
あって国家、政治とは、他方で人の命とは、
あるいは one for all、all for one の両立と
は、などいろいろ考えさせられる時期でも
ありました。

そんな中で、私の好きな沖縄の言葉の一
つが「命(ぬち)と宝(たから)」。文字通り「命こそ宝」とい
う意味です。

「命」に関連していつも思うことは、ひと
き、磨き、また、育んでいく努力こそ宝に、
と未熟な自己の督励に努めています。

京丹後市も、あふれる宝に満ちていま
す。海岸全域が国立・国定公園、市全域
が山陰海岸・世界ジオパークに認定され、
豊富な温泉、特A級のお米、果樹、間人
ガニ・久美浜カキなどの農水産物に恵ま
れるなど、海・山・里はじめ豊かな「環境」。

また、115歳国内最長寿・男性世界
最長寿の木村次郎右衛門さんはじめ百歳
長寿の方が全国平均の3倍近く在住され
る、煌く「健康」「長寿」。そして、丹後は
「日本のふるさと」の一つ。日本海側三大前
方後円墳など貴重な古墳や最古級の製鉄
や水晶玉工場などものづくり遺跡があり、
現代丹後の機械金属生産や絹織物につら
なる「日本のものづくりのふるさと」。

くにつくりに登場される豊受大神が初
めて稲作を始められた「日本の稲作発祥の
ふるさと」伝説も伝承され、古代草創期に
独自の先進文化をもった「丹後王国」が栄
えたといわれています。環境、健康、心
の豊饒は、これからの時代が地球規模で
求めてやまない価値であり宝。

古代丹後が全国各地に新しい技術や文
化を発信し交流に栄えていたように、丹
後から新しい時代の豊かな魅力や文化を
域内外に発信・交流し、全国の皆さんと
ともに市民と地域の末永い繁栄を重ねて
いけることを確信しています。

うるおいとやすらぎの生活未来都市へ



白岡市長
こじま すぐる
小島 卓

平成24年10月1日、白岡市が誕生しました。

未来へつながるまちを目指して

前身の白岡町は、昭和29年に白岡駅を中心として、篠津村、日勝村および大山村(上大崎を除く)が合併して誕生しました。当時の人口は1万5000人余りであり、基幹産業は農業で米作のほか、梨の栽培も盛んで県内一の生産量を誇っておりました。その後、国の高度経済成長や複数の土地区画整理事業を積極的に行い優良な住宅地の供給に努めてきた結果、わが国の人口が減少に転じる中にありましても、着実に人口が増加してきました。こうした都市化が進展する中、一歩足を伸ばせば、まだまだ豊かな自然が残されております。

白岡市西部に位置する柴山沼は、県内で2番目の広さを誇り、休日になりますと多くの釣り客でにぎわっております。また、市内には29本の河川が流れ、市域5km四方に柴山伏越をはじめ川の立体交差が9カ所あり、全国的にも非常に珍しいものとされております。さらに、先日、江戸時代中期の学者として著名な新井白石の直筆の漢詩「贈北客」が発見されるなど、新たな歴史資源の発掘にも期待が寄せられています。

強みを最大限活用 魅力ある白岡に

私は、白岡市は、まだまだ多くの可能性を秘めていると考えております。首都圏中央連絡自動車道白岡葛蒲ICへのアクセスの良さやJR宇都宮線の2つの駅を有するなど、交通利便性が優れている一方、豊かな自然もまだまだ残されており、非常にバランスのとれた、懐の深い市であると自負しております。

こうした白岡市の持つ強み、特性を最大限活用し、これまでの発展の基盤を生かしながら、皆さまが白岡市に住んでみたい、住み続けたい、と言っていただけの魅力あるまちづくりを進めてまいります。これからは、市民一人ひとりが、白岡市の新しいまちづくりの主役です。ぜひ、



「白岡美人」の愛称で親しまれる名産の「梨」

が、将来、私のふるさととは白岡市です、と胸を張って言える新生白岡市を築いていかなければなりません。そのためにも、引き続き白岡市のまちづくりの先頭に立って、白岡市のさらなる発展に誠心誠意取り組んでまいります。これからの白岡市の歩みにご期待ください。

自分たちの、私たちのふるさと「白岡市」に関心を持っていただき、白岡市の未来を共に描いていきましょう。本市の未来を担う子どもたちが

新市プロフィール



- 人口 5万872人
- 世帯数 1万9092世帯 (平成24年10月1日現在)
- 面積 24.88km²
- 主要産業・特産品 製造業・梨
- 観光名所・旧跡 柴山沼、柴山伏越
- 行事・イベント 小久喜ささら獅子舞、白岡まつり

第32回

マスコミ対応⑦ メディア・トレーニングの効用

市町村アカデミー客員教授

大塚康男



メディア・トレーニング

①地震、台風などの災害の発生、事故や事件あるいは職員の不祥事が発生すれば、自治体は被害状況の説明や事件などの経緯・経過のために記者会見を行わざるを得ません。ここでの失敗は許されません。次の機会に挽回すればいいという問題ではありません。

首長などは行政経験が豊富であっても、マスコミ対応、特に事故事件などの記者会見の経験は少ないのですが、逆に、記者会見に出席している多くの記者は事件などが大きければ大きいほどベテラン記者が配置されます。特に、職員の不祥事である汚職や公金の着服問題における記者会見においては、新聞社などの社会部の記者が出席します。

社会部の記者は、政治部、経済部、文化部などの記者と違って、毎日が修羅場の状況下で事故事件の取材に当たっている人たちです。しかも記者自身が「恥かき、義理欠き、記事を書く」と自ら自嘲する記者がいることから、

④ネクタイの色柄にも注意し、派手めものは避けること、⑤記者からの挑発的な質問には乗らないこと、などにも留意しておくこととなります。

③その方法としては、まず自治体で発生し得る具体的な緊急事態として、例えば「市民の個人情報が漏えいした場合」「飲料水に誤って異物が混入し、健康被害が発生した場合」「職員の収賄が発覚した場合」「施設で爆発火災が発生し、近隣住民に多数の死傷者が発生した場合」など、市民にかかわるものとそれ以外ものを大別して考えておかなければなりません。

そして、具体的には「職員が公金を着服したことが発覚した」ケースを想定した場合、スポークスマンとして首長などを1人ないし2人を選出し、その2人に模擬の記者（5名〜10名程度の職員）が質問をします。

この場合、事前の打ち合わせは行わず、遠慮ない質問を矢継ぎ早に行います。そして、その質疑応答の状況を一部始終ビデオに収録し、スポークスマンの振る舞い、声の大きさ、応答内容などをチェックします。会見場に入室する際の姿勢や振る舞いから、会見が終了し、退室までに気を抜いた状況はなかったかをチェックします。会見で多く失敗するのは、緊張している記者会見中ではなく、会見終了後に一瞬気を抜いたときに起きます。会見が終了して、首長室に入るまでは気を抜いてはなりません。

相手がどんな人であろうと遠慮会釈なく厳しい質問を浴びせてくる場合があります。そういう中で、記者会見という独特の状況下では、素人とプロの違いほどの差が厳然とある中で記者会見に臨まなければなりません。

その様な状況下での対応は、首長はじめ記者会見に出席する立場にある者は、その場でスムーズな対応を図ることは非常に難しいものであることを強く認識すべきです。そのためには常日頃から「メディア・トレーニング」の経験を踏んでおくことが必要になり、今後はその重要性はさらに増すこととなります。また、当然のことながら記者会見の直前にも必ずリハーサルを実施しておくことが必要になります。

②緊急の記者会見は、いかなる状況下で行われるのでしょうか。職員の不祥事を代表とするように自治体にとっては、マイナスの状況下で行われます。従って、和やかな雰囲気で行われる定例記者会見とは大きく異なり、緊迫した雰囲気の下で、面識のない記者が鋭い質

なお、模擬記者で問題なのは、首長の部下職員が遠慮会釈なく厳しい質問を首長にぶつけられるかということです。そのためには、役所の先輩格のOBをはじめ、一部、部外者である新聞社のOBや弁護士に入ってもらわないと実践的なメディア・トレーニングにはなりません。

④その際のチェックポイントは、前記②の①から⑤を踏まえてまとめると、次のようになります。

- ①質問に対し、結論から先に話し、その後から補足説明がなされていたか
- ②話の語尾をはっきりと言っていたか
- ③質問に対し、適切な回答になっていたか、しゃべり過ぎていないか、結果的に不必要なことまで話してしまい失言を招いていないか
- ④説明には専門用語などを用いず、平易な表現がなされていたか
- ⑤誤解を招く表現はなされていないか
- ⑥挑発に乗らずに、誠意ある言動になっていたか
- ⑦早口にならず、聞きやすいスピードで発言していたか
- ⑧記者会見に応じる姿勢として、顔の表情、手のしぐさ、足を組んでいないかなどが適正に実行されていたか

これらの点をビデオで何度か確認し、自分の癖や欠点を事前に把握し修正しておくことは、実際に記者会見に臨む場合に多いに役立つ

問を矢継ぎ早に行うことが予想されます。

そのような状況下で記者会見を無事に乗り越えるためには、その場の対応では無理であり、事前の準備と対策が必要となります。記者からのインタビューや記者会見において伝えるべき内容を分かりやすい言葉で限られた時間内に、きちんと説明できる能力を訓練によって身に付けておくことが「メディア・トレーニング」なのです。

いくら詳しく説明したつもりでも、記者に理解できるように説明しなければ説明したことにはなりません。アメリカでは組織を代表する立場の者であれば、どんなに難しい内容の質問があっても30秒以内に分かりやすくポイントを説明できる能力が求められるそうです。

併せて、負の状況下での記者会見においては、①強気の姿勢での対応はご法度であること、②記者の質問には、理論や理屈よりもまずは社会的・道義的責任を踏まえて対応を図ること、③基本的スタンスは、大変に申し訳ないという恭順の姿勢が大事になること、

つものとなります。また、外部の専門家や弁護士に見てもらうことも効果的です。メディア・トレーニングを一度でも経験しておけば、不安感はある程度払拭することができ、行き当たりばったりでうまくいくことはありません。

⑤最後に、自治体にとって事故や事件、ましてや職員の不祥事はあってはならないことですが、現実には全国で数多く発生しています。その際のマスコミを通じての速やかな市民への情報提供が事故事件などの不安の除去や事態の沈静化に功を奏することもあります。

特に首長はマスコミ対応には慎重な配慮が求められます。併せて、記者会見における首長の言動の適否は、首長の「見識」と「力量」が衆目の集まる前で問われることにもなります。

筆者プロフィール

大塚康男 (おつかやすお)

1946年東京生まれ。1970年日本大学法学部卒業。1973年市川市職員、同総務部法規係長、企画部企画課長補佐、環境部指導調整室長、総務部法務室長、総務部次長、議会事務局長、教育次長。2007年から市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)客員教授(「行政訴訟の実務」「住民監査請求」「議会事務」「危機管理」「債権管理」)。その他、自治大学校、全国市町村国際文化研修所、自治体が行う職員研修の講師。危機管理関連の著書に『実務住民訴訟』『Q&A議会人のための危機管理』『自治体職員が知っておきたい債権管理術』『新版・自治体職員が知っておきたい危機管理術』などがある。

地域活力の創造・安心安全の構築・ 参画型社会の実践によるまちづくり

はじめに

五所川原市は、青森県の西北部、津軽平野のほぼ中央に位置し、東は津軽山地を挟んで県都青森市、西は岩木川を挟んでつがる市に、南は鶴田町にそれぞれ接しています。北は、中泊町中里地域に接し、同地域を介在して本市市浦地域が中泊町小泊地域に接しています。

平成17年3月に五所川原市、金木町、市浦村の1市1町1村による新設合併により、新たな五所川原市としてその歩みを始めました。合併前の3市町村は、岩木川流域に位置し、郡制施行後の明治11年には、五所川原市に北津軽郡役所が置かれたことから、住民生活のつながりも深かった地域です。新たな五所川原市は、「五所川原立佐武多」や太宰治の生家である、太宰治記

念館「斜陽館」、十三湖の「大和シジミ」など多くの地域資源に恵まれています。

五所川原地域ブランド推進協議会の設立

近年、全国的にも地域資源の付加価値を高めることを目的に地域ブランド化が進んでいます。本市でも「五所川原地域ブランド推進協議会」を設立し、本年8月、ブランドイメージキャラクター「ごしょりん」が誕生したところです。

「ごしょりん」は、本市特産の「赤いりんご」と立佐武多を融合したキャラクターで、頭には十三湖産のシジミを模したアクセサリと、夏祭りの掛け声「ヤツテマレ!」(「やってしまえ」の意)の鉢巻きを締め、胴体には、日本さくら名所百選にも数えられた県立若野公園

の桜をあしらっています。協議会では、加工品や農林水産部門のブランド化を目指し、積極的に地域特産品の販路拡大を図り、地域活力の創造に努めています。

自治体病院機能再編成などによる住民生活の安心安全の構築

本市を含め近隣の2市4町で構成する「つがる西北五広域連合」では、医師不足や厳しい病院経営を背景に自治体病院機能再編成を進めています。圏域5つの自治体病院の医療機能を再編し、主に救急医療や高度・専門医療を担う「つがる総合病院」と、初期医療や急性期治療後の医療を担うサテライト病院・診療所を整備するものです。現在、平成25年度の開院を目指し、建設中の「つがる総合病院」を



ブランドイメージキャラクター「ごしょりん」

地域医療の核として、持続可能な医療サービスの提供体制を目指しています。また、五所川原地区消防事務組合では、本年度内の完成に向け、五所川原消防署庁舎の老朽化に伴う庁舎の移転新築を進めています。さらには、本年7月に三重県亀山市と、8月には茨城県鹿嶋市との間でそれぞれ「災害時相互応援に関する協定」を締結したところです。

この協定は、東日本大震災を教訓に、万が一の大規模災害が発生し、広範囲にわたって被災したとき、遠隔地にある自治体と支援し合うことで、応急対策や復旧活動をより円滑に行える防災体制の強化を図ることを目的としています。こ

地域コミュニティの育成と協働の仕組みづくりの推進

本市では、市民団体が地域課題の解決に向け、自主的に取り組む活動を支援する「市民提案型事業」を実施しています。申請された事業は、公開プレゼンテーションなどにより市民提案型事業審査会の委員が審査します。委員には、学識経験者のほか、実際に地域づくり活動を実施しているNPO法人などの代表者が就任しています。

平成22年度からスタートした事業ですが、これまで福祉・教育・



市民協議会での議論の様子

観光振興などさまざまな分野で35件の事業が採択され、それぞれが地域課題の解決に向け、事業に取り組んでいます。

また、本年度は、新たに、本市と公益社団法人五所川原青年会議所の共催で「五所川原市民協議会」を開催しています。協議会では、住民基本台帳から無作為で抽出された市民が5つのグループに分かれ「五所川原の好きなところ」・「ちょっと嫌いなところ」「市民ができる五所川原の魅力アップ大作戦」「魅力アップ大作戦の具体的な方法」について討議し、発表していただいたところであり、こうした新たな手法による官民一体となった参画型社会の実践によるまちづくりを積極的に推進しています。

結びに

少子高齢化や人口減少が指摘されており、本市を取り巻く状況も例外ではありません。また、国、地方共に厳しい財政状況が続くことが予想されます。

こうした中であって、先人たちが綿々と築き上げてきた素晴らしい地域資源を後世にしっかりと引き継ぎ、ふるさと五所川原市が、さ

らなる発展を成し遂げるためには、市民・企業・行政がしっかりとしたパートナーシップ関係を築き上げるこ

とが重要です。今後とも、地域活力の創造・安心安全の構築・参画型社会の実践というまちづくりの目標の下、「活力ある・明るく住み



五所川原新立佐武多「復興祈願・鹿嶋大明神と地震鯨」(平成24年製作)

よい豊かなまち」の実現に向け各種施策に取り組んでまいります。

プロフィール

- ◆ 面積 404.56km²
- ◆ 人口 5万9958人
- ◆ 世帯数 2万5011世帯

- 〔将来都市像〕 活力ある・明るく住みよい豊かなまち
- 〔まちの特徴〕 海・山・湖・津軽平野といった豊かな自然、歴史と文化
- 〔市町村合併〕 平成17年3月28日、五所川原市、金木町、市浦村で新設合併
- 〔特産品〕 十三湖の「大和シジミ」(サイ)



五所川原市長 平山誠敏



- メンなど)、赤いりんご(ワイン、ジュース、ジャムなど)、甘露梅
- 〔観光〕 立佐武多の館、太宰治記念館「斜陽館」、津軽三味線会館、しゅうらんど「海遊館」
- 〔イベント〕 金木桜まつり、太宰治生誕祭、五所川原立佐武多、地吹雪体験ツアー

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

過去と未来が交差するまち 足利

歴史と伝統、自然が調和

足利市は、栃木県の南西部、群馬県との県境に位置しており、東京からは北へ80kmの距離にあります。市の中央を東西に渡良瀬川が貫流し、北部には日光連山へと続く美しい山並み、南部には豊かな



史跡足利学校「学校門」

関東平野が広がり、風光明媚な自然にあふれています。

日本最古の総合大学といわれる史跡足利学校や、足利氏ゆかりの鑊阿寺をはじめとする数多くの文化遺産のほか、300近い神社仏閣が存在し、今も古き時代の面影を残しています。その寺社の多さから、珍しい伝統行事も多く、赤ちゃんの額にご朱印を押して無病息災を願う「初山まつり」(通称ペタンコ祭り)や杉丸太を山頂まで担ぎ上げる「梵天祭り」、大晦日の晩に「バカやろう」などと大声で叫ぶ「悪口祭り」などさまざまなものが伝承されています。

また、鎌倉時代の随筆「徒然草」の中でも足利の織物について触れられているように、足利は古くから織物のまちとして知られていました。最近では、かつて足利が生

産量日本一となった大衆向けの着物「足利銘仙」が、まちおこしに役買っています。この銘仙姿でまち歩きをする女性も増え、歴史のまちにふさわしい彩りを添えています。

市民の誇り「足利学校」

足利学校の創建には諸説ありますが、室町時代に関東管領上杉憲実が再興し、応仁の乱以後には学徒3000人といわれるほどに隆盛しました。天文18年(1549)にはイエズス会の宣教師フランシスコ・ザビエルにより「日本国中最も大にして、最も有名な坂東の大学」と世界に紹介されました。このころの足利学校出身者の中には、戦国武将に仕え、軍師や外交官、書記官などとして活躍した者もいたといわれています。

足利学校は市民の誇りであり、本市観光のシンボルです。この足利学校を核とした誘客活動として、数値目標を掲げた「足利学校参観者倍増計画」を本年からスタートさせました。

主な倍増策として、旅行企画会社などへのトップセールスをはじめ、論語を切り口とした魅力発信、修学旅行や日帰り遠足の誘致、「おもてなしの心」を醸成する市民総コンシエルジュ(案内人)運動などに取り組んでいます。

また、この計画を着実に進めていくため、民間の観光業に携わっている方々に呼び掛け、「足利観光誘客戦略会議」を立ち上げました。専門的な視点から観光誘客に向けたさまざまな議論がなされ、本年10月に提言を取りまとめたいたところでした。

論語のまち足利

足利学校での教育は、孔子の教えに基づく儒学が中心でした。と

りわけ「論語」はその基本であり、足利学校でも詳しく講義されています。たという記録が残されています。「まちづくりは人づくり」といわれますが、この論語には人生を生き抜く上での知恵が数多く散りばめられており、人づくりの原点があると考えています。

そこで、平成22年度から、市内全小中学校で朝の会や帰りの会などの時間を利用した論語の素読を始めました。導入から2年が経過し、子どもたちが家で論語をそらんじて親を驚かせるという話も伝わってきています。

また、本年3月に発足した「足利学校・全国論語研究会」を中心に、



友好都市・中国済寧市の児童による論語の素読体験

論語検定や全国論語素読の集いを開催するなど「論語のまち足利」を全国に発信しています。

本年の8月には、友好都市であり、孔子の故郷である中国済寧市の小学生50人が足利学校を訪れ、論語の素読を体験しました。

足利市民総発電所構想

また、市の新たな取り組みとして、足利市民総発電所構想を推進しています。

東日本大震災による原発事故によって電力供給が厳しさを増す中で、市を挙げて、効果的・効率的な電力の「創電」「節電」「蓄電」を図るものです。

「創電」の取り組みの一つとして、市内の太陽光発電事業者に有償で公共施設の屋根を貸し出します。使用料収入だけでなく、公共施設における災害時の電力確保、再生可能エネルギーの利用促進、地域経済の活性化が期待できます。

「節電」としては、電力の使用が一目で分かる電力監視装置の設置です。公共施設の電力使用量の見える化によりピークカットによる節電を図るほか、モニターとなった家庭にも同様の機器を設置します。

「蓄電」としては、電気自動車の普及や、避難所となる施設を中心に、蓄電池の整備を進めていきます。

これらの取り組みによって生み出された財源を、家庭用の電力監視装置の導入費補助に充てています。

規模は小さいながらもエネルギー問題に対して本市が全国に先駆けて試みる大きな一歩になればと考えています。

プロフィール

- ◆ 面積 177.82km²
- ◆ 人口 15万2089人
- ◆ 世帯数 6万1897世帯

- 〔将来都市像〕歴史と文化を育みひとが輝く都市(まち) あしかが
- 〔まちの特徴〕渡良瀬川の清流と緑の山並みが調和した歴史と文化のまち
- 〔特産品〕そば、和菓子、ワイン、ポテト入り焼きそば



足利市長
大豆生田実



- 〔観光〕史跡足利学校、鑊阿寺、あしかがフラワーパーク、栗田美術館、足利織姫神社、ココ・ファーム・ワイナリー、渡良瀬橋
- 〔イベント〕足利花火大会、足利尊氏公マラソン大会、節分鐘年越し、釋奠(せきてん)、足利秋まつり

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

元気でうるおいのある オンリーワンのまちづくり

はじめに

川西市は人口約16万人、市域面積53・44㎓、兵庫県の東南部に位置し、地形は東西に狭く、南北に細長いタツノオトシゴのような形をしています。

また、大阪市・神戸市などへのアクセスがよく、交通の利便性が高い住宅都市です。

本市の北部には、「にほんの里100選」に選ばれた黒川地区や「ダム湖百選」に選ばれた知明湖があり、豊かな自然と暮らしが共生しています。

また、中部には大規模な開発団地が広がるとともに、清和源氏発祥の地として有名な「多田神社」があり、毎年4月には「川西市源氏まつり」が開催され、源氏ゆかりの武者などによる懐古行列が「多田神

社」周辺を練り歩きます。

また、南部には、百貨店などの商業施設が集積し、市の中心市街地を形成するとともに、歴史あるイチジクの産地もあるなど表情豊かなまちです。

川西市の発展の経緯と課題

本市は今から約40年前、高度経済成長期に人口が急増し、財政規模も飛躍的に拡大し、発展しました。

その中で一定規模以上の団地の開発を行う事業者に対して、公共施設の整備などを求める「川西市住宅地造成事業に関する指導要綱」を全国に先駆けて施行しました。

一方で、こうしたまちの発展から約半世紀を経て、インフラをはじめとする公共施設などが時を同じくして一斉に更新を迎えること

となるとともに、現在は起債の償還、現役世代のリタイアに伴う市

税収入の減少、かつてのニュータウンがオールダウン化するなどの課題を抱えています。

このような中で、本年度は「第4次川西市総合計画」の最終の総括と「第5次川西市総合計画」の策定という節目の年となります。

これからの本市の10年間の長期にわたるビジョンを描くに当たっては、市制施行以来、初めて経験する人口減少と急速に進行する高齢化を念頭に置いた対応が求められています。

笑顔と元気がみなぎるまちづくり

本市の中心に位置する阪



桜の下を彩る懐古行列(源氏まつり)

また、かつて本市の成長を牽引したニュータウンの再生を目指し、同様の課題を持つ大分市など7市で構成する「ふるさと団地の元氣創造推進協議会」に加盟し、互いの情報や意見交換を行い、地方自治体だけでは解決できない規制緩和や制度改正を必要とする課題については、国に対して提案や要望を行っています。

さらに、本市独自に地域団体の代表者、学識経験者、交通事業者、金融事業者や民間デベロッパーなどで構成する「ふるさと団地再生協

議会」を設置し、モデル団地において、空き家・空き地の状況調査や住民へのアンケート調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、具体的な方策の協議・検討を行っています。

また、中心市街地や地域産業の活性化およびふるさと団地の再生などを目的とした「地域振興連携協力に関する協定」を株式会社池田泉州銀行との間で締結し、これに基づき、産業振興や若年層の空き地、空き家への流入を促進する仕組みなどを検討しています。

市民とともに築くまちづくり

人口減少や高齢社会の進展などにより、行政の経営資源が厳しい制約を受ける一方、社会保障費の増大への対応など、課題が山積しています。そのため、本市では公共を担うさまざまな主体がそれぞれの役割を果たして課題を解決していく、参画と協働のまちづくりをこれまで以上に進めていくこととしています。

計画策定に向けたワークショップ



結びに

現在、経済協力開発機構(OECD)をはじめ、わが国においては、地域課題の解決に当たるため、「地域分権制度」の創設の検討を進めています。さらに、市民の新しい発想と手法により、社会的課題や身近な地域課題を解決する(仮称)市民協働提案事業の制度創設や(仮称)地域担当職員制度の検討など、市民とともに築くまちづくりを進めていくこととしています。

国内総生産(GDP)などの経済指標だけでは測れない「人の幸福感」を探るための新たな指標が研究・検討されています。

そこで、本市においても、GDPに配慮しつつも、市民の幸福につながる成長の在り方を探り、「市民の幸せ」に焦点を当てた政策づくりを進めていくこととしています。

プロフィール

- ◆ 面積 53・44㎓
- ◆ 人口 16万873人
- ◆ 世帯数 6万7364世帯

〔将来都市像〕わがまちと 実感できる 夢現都市

〔まちの特徴〕緑豊かな里山を有し、「清和源氏発祥の地」として、自然と悠久の歴史、文化に包まれたまち



川西市長 大塩民生



- 〔特産品〕イチジク、桃、一庫炭(菊炭)、栗
- 〔観光〕一庫ダム、多田神社、満願寺、頼光寺
- 〔イベント〕川西市源氏まつり、猪名川花火大会、川西一庫ダム周遊マラソン大会、川西まつり

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

清流に歴史と文化を映すまち

いちじよこ(一條公)さん

高知県西南部の幡多地域は、言葉もいわゆる土佐弁の激しさとは違うように、独自の歴史や文化をはぐくんできました。

幡多の中心地「中村」は、応仁の乱勃発の翌年(1468年)、京都の戦乱を避けた前関白「一條教房公」を迎えました。教房公は京都を模したまちづくりを行い、当時形成された碁盤の目状の町並みや大文字の送り火の風習、東山、鴨川、



最後の清流 四万十川

逢坂の地名などが今も残っており、「土佐の小京都」と呼ばれています。最近では最後の清流四万十川でも有名になりました。

今年江戶幕末、土佐一條家の遺徳をしのんで一條神社が創建され、その大祭「一條大祭」(通称いちじよこさん)が始まってから150年になることから、この11月、本市で3回目の全国京都会議(サミット)を開きます。この会議は京都にゆかりのあるまちが交流を図ろうと、昭和60年、中村をモデルに結成されたものです(現在加盟48)。

命を守る 南海トラフ巨大地震対策

本市は昭和21年の南海地震では建物倒壊と火災により、全国最多の犠牲者(死者291人)を出します。

約100年に1度必ず起こるといわれる次の地震では、四万十川を遡上してくる津波にも備えなければなりません。

「津波から命を守る対策」「建物倒壊から命を守る対策」「地震災害に強い組織(地区・行政)をつくる対策」として、津波避難計画の策定をはじめ、避難道や避難場所の整備、避難マップの作成のほか、住宅耐震化助成事業、公共施設の耐震化、行政情報や防災情報の伝達手段の多様化などに予算を重点配分し、次の地震では1人の犠牲者も出さない決意で取り組んでいます。

四万十川アピール

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故では、大量かつ高濃度の放射性物質が放出、拡散

里も栄えて街も栄える

中村は、かつては「おまち」と呼ばれたほど、伝統と風格、そしてにぎわいと活気のあるまちでした。四万十川流域の主要産業である農林水産業がそれを支え、街と里とが共存共栄の関係にありました。

周辺の中山間対策をしっかりと行うことで街にもにぎわいが戻ってきます。この間、農商工連携事業を立ち上げ、特産品を開発し、地産外販を進めているほか、流域の豊富な資源である「四万十ヒノキ」をブランド化するとともに、地元の木材を使い、地元の大工さんの手で造られた住宅への150万円の補助制度も創設。山間地にはケーブルテレビを敷設し、デマンドバス、タクシーも運行しています。

平成22年からは、地域づくり支援員制度を導入。高齢化が進む集落に対して市職員を支援員(兼務)として配置。本年からは、全集落を対象に、①健康づくり、②介護予防、高齢者・障害者生きがい交流、③支え合い地域づくり、に取り組む「健康福祉委員会」の結成を進めています。

市民の命と健康を守る砦である市民病院は、長く医師の減少が続いていましたが、UターンやIターンの医師を迎えることなどにより、増加に転じ、新たに脳ドックや医師訪問検診を開始しています。

「遅咲きのヒマワリ」

本市には、清流四万十川や小京



土佐一條公家行列「藤まつり」

都中村を何度も訪ねて来てくれるファンが大変多くいます。100kmを走る「四万十川ウルトラマラソン」は申込者約5000人という日本一の大会になりました。

市の情報発信交流事業として、インターネットなどを通して2年前から「四万十市ふるさと応援団」の募集を始めたところ、団員は既に1100人を超えました。こうしたファンには移住者も多く、平成23年度、市の人口は約10年ぶりに社会増に転じました。

本年度からは、国の制度を活用し「地域おこし協力隊」を都会地から募集。大勢の申し込みがあり、20〜30歳代の男女3名を採用し、

プロフィール

- ◆ 面積 632.42km²
- ◆ 人口 3万5984人
- ◆ 世帯数 1万6456世帯

〔将来都市像〕第一次産業をしっかりと守り、観光資源などと融合させ、自然と共生をした交流ネットワークが広がるまち

〔まちの特徴〕とうとうと流れる四万十川。大文字にひっそりと公家文化を燃やす小京都中村

〔市町村合併(平成11年3月末以降)〕平成17年4月10日、中村市と西土佐村が対等合併



四万十市長 田中 全



〔特産品〕鮎、鰻、青のり、川えび、ごり、ツガニ、山間米、ぶしゅかん、ドレッシング、四万十栗流川煮、ゆず甘酢、40010かりんとう

〔観光〕四万十川カヌー、沈下橋、サイフィン、一條神社、トンボ王国(トンボ自然公園)、安並水車の里公園、黒尊溪谷、天体観測

〔イベント〕四万十川ウルトラマラソン、四万十川水泳マラソン大会、一條大祭、藤まつり(土佐一條公家行列)、四万十川花絵巻、大文字の送り火

※面積は国土院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。



第74回全国都市問題会議開会式の模様

復旧・復興が長期に及ぶことから、今後被災地に寄り添いながら支援を継続していく決意である」旨の「大会宣言」を行った。また、

復旧・復興が長期に及ぶことから、今後被災地に寄り添いながら支援を継続していく決意である」旨の「大会宣言」を行った。また、

復旧・復興が長期に及ぶことから、今後被災地に寄り添いながら支援を継続していく決意である」旨の「大会宣言」を行った。また、

〔行政部〕

長が「絆」で早期復興互いに助け合える連携を」さらに、大矢邦宣・平泉文化遺産センター館長から「三陸復光と世界遺産『平泉』」と題して一般報告を行った。

2日目は、岩手大学農学部教授、東日本大震災復興構想会議検討部会専門委員の広田純一氏をコーディネーターとして、戸羽太・陸前高田市、大橋建一・和歌山市長、遠野まごころネット理事長の多田一彦氏、日本財団学生ボランティアセンター長の西尾雄志氏、岩手県立大学ソフトウェア情報学部教授の村山優子氏によるパネルディスカッションを行った。



地方公務員の自律的労務関係制度に関する会議に出席する南・天理市長

南・天理市長は、①協約締結権付与を含む地方公務員制度改革については、拙速に進めることなく、「国と地方の協議の場」において、地方の意見を踏まえた十分な協議を行うこと、②「地方公務員の労務関係制度は現在ようやく安定してきているところであるにもかかわらず、なぜ今、労働協約締結権付与を含む新たな労務関係制度に移行する必要があるのか」等の本会の疑問に対して説得力のある説明がないこと、③地方は、国と異なる特性を有していることから、単に国家公務員の措置との整合性だけでなく、地方公務員の実情や特性、さらには、住民サービスへの影響等を十分踏まえつつ、慎重かつ丁寧を検討

全国市長会の動き

9月24日～10月12日

全国市長会ホームページURL

<http://www.mayors.or.jp/>

#1 新たに1市が誕生

平成24年10月1日に1市が誕生しましたので、ご紹介いたします。新市の誕生により、平成24年10月1日現在の会員数は811(788市、23区)となります。

市名	埼玉県白岡市
市制施行日	平成24年10月1日
市役所所在地	〒349-0292 埼玉県白岡市千駄野432番地
電話	(0480)92-1111
人口	5万860人(平成24年9月1日現在)
住民基本台帳	
世帯数	1万9064戸(平成24年9月1日現在)
現在住民基本台帳	
面積	24.88km ²
旧構成市町村名	白岡町
市長名	小島卓

〔総務部〕

#2 平成24年度市町村長及び市町村会議議長総務大臣表彰式において永年在職市長を表彰

10月5日(金)、全国町村会館において、平成24年度市町村長及び市町村会議議長総務大臣表彰式が挙行され、樽床伸二・総務大臣から永年在職(在職20年以上)の現市長4名に対し、表彰状及び記念品が贈呈された。

〔調査広報部〕

#4 第5回地方公務員の自律的労務関係制度に関する会議に南・天理市長が出席

10月12日、総務省の「地方公務員の自律的労務関係制度に関する会議(座長・渡辺章労務協会理事長)」が開催され、本会から南・天理市長(行政委員会委員長・地方公務員制度改革検討委員会委員長)が出席した。

南・天理市長は、①協約締結権付与を含む地方公務員制度改革については、拙速に進めることなく、「国と地方の協議の場」において、地方の意見を踏まえた十分な協議を行うこと、②「地方公務員の労務関係制度は現在ようやく安定してきているところであるにもかかわらず、なぜ今、労働協約締結権付与を含む新たな労務関係制度に移行する必要があるのか」等の本会の疑問に対して説得力のある説明がないこと、③地方は、国と異なる特性を有していることから、単に国家公務員の措置との整合性だけでなく、地方公務員の実情や特性、さらには、住民サービスへの影響等を十分踏まえつつ、慎重かつ丁寧を検討

被表彰者は次のとおり。

須田健治・新座市長、柏木征夫・御坊市長、速水雄一・雲南市長、宮路高光・日置市長。なお、式典には、来賓として、本会副会長の黒木健二・日向市長、草川昭三・参議院総務委員長、大島敦・総務副大臣、稲見哲男・総務大臣政務官などが臨席した。

〔総務部〕

#3 第74回全国都市問題会議を開催、市長をはじめ約1600名が参加

10月11日、12日の2日間、盛岡市の「岩手県民会館」において、「都市の連携と新しい公共」東日本大震災で見えた「絆」の可能性をテーマに、後藤・安田記念東京都市研究所、日本都市センター及び盛岡市との共催により約1600名の参加者を得て、開催した。

1日目は、主催者を代表して本会会長の森民夫・長岡市長の開催あいさつに続き、仙台大学教授、東日本大震災復興構想会議委員の高成田享氏から「震災復興と都市の役割」と題した基調講演の後、開催市の谷藤裕明・盛岡市長が「私たちの未来は被災地とともに―未来へつなぐ復興の「絆」―」と題して主報告を行った。

その後、大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授の平田オリザ氏が「文化による地域復興を目指して」、また、井口経明・岩沼市